

串本町津波防災地域づくり 推進計画

避難3原則

- 1 想定にとらわれない！
- 2 状況下で最善を尽くす！
- 3 率先避難者になる！

津波避難モットー！

●決してあきらめることなく！
1秒でも**早く！** 1mでも**高く！**



串本町

平成27年3月
和歌山県串本町

はじめに

串本町をはじめとする紀南地域においては、これまで、海溝型地震による津波の被害を繰り返し受けてきた。最も近年では、1946年の昭和南海地震によって、串本町は6mを超える津波が到達したことが記録に残っている。

記憶に新しい2011年3月11日、東日本大震災における大津波の襲来により、沿岸部の市街地・集落に甚大な被害が発生し、多くの人命や財産を失うとともに、災害時の活動拠点となる防災拠点施設も甚大な被害を受け、発災後の応急復旧活動にも大きな影響を及ぼす等、様々な新たな教訓と課題を残した。

和歌山県では、平成25年に新たな津波浸水想定（東海・東南海・南海3連動地震、南海トラフ巨大地震）を公表し、津波から住民の命を救い、死者をゼロとするため、「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」として、平成26年に津波避難困難地域の抽出とその解消のための対策を策定した。

串本町においては、市街地・集落の多くが沿岸部の津波浸水想定区域内に立地しており、さらには、今後の人口減少及び高齢化やそれに伴う空き家及び老朽家屋等の増加が見込まれることから、これまでの津波対策を継続的に取り組むとともに、より迅速かつ安全に津波から逃げ切るための避難環境・体制の整備や、コンパクトなまちづくりに併せた防災拠点施設の機能強化及び安全な土地利用の推進等、津波防災地域づくりを総合的に進める必要がある。

これまで取り組んできた、東海・東南海・南海3連動地震対策については、今後10年で行う防災施策の推進内容の具体化を図り、南海トラフ巨大地震については、津波避難困難地域の解消のための具体的な対策等の検討と取組展開、そして、今後の地震津波対策の住民への周知を行うこととなる。

今回策定する津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画【推進計画】は、集約拠点ネットワーク型のまちづくりの方針^{*}を踏まえつつ、町全体として取り組む津波防災地域づくりの総合ビジョンを示すものであり、国・県・関係機関、町庁内各部署、地域が連携しながら将来にわたり取り組むべき、ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災に資する施策体系と推進手順を具体的に示すことを目的に策定するものである。

^{*}平成27年3月現在検討中の和歌山県の「都市計画区域マスタープラン（東牟婁圏域）」に位置付けられた都市づくりの基本理念の一つであり、医療・福祉施設、商業施設など生活に必要な施設をまとめた範囲に誘導し集約させるとともに、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、様々な機能を有する拠点の活力の維持・強化を図り、公共交通等で各拠点間をアクセスすることができる持続可能なまちづくりを進めていくこと。なお、都市計画区域マスタープラン（東牟婁圏域）は、平成27年4月に都市計画決定告示予定。

も く じ

1	串本町のこれまでの津波被害と津波対策の取組	1
2	推進計画の理念・目標	4
3	推進計画の区域(法第十条第二項)	5
4	津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針 (法第十条第三項第一号)	5
5	津波浸水想定に定める浸水の区域における土地の利用及び警戒 避難体制の整備に関する事項(法第十条第三項第二号)	25
6	津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項 (法第十条第三項第三号)	30
7	今後の取組推進に向けて	52

※ () は平成 23 年 12 月 14 日に制定された津波防災地域づくりに関する法律の
該当条項である。

1. 串本町のこれまでの津波被害と津波対策の取組

(1) 串本町のこれまでの津波被害

串本町は、過去からたびたび地震・津波の被害を受けてきた。これまでの津波を伴った主な地震は下表のとおりである。

表 過去の地震・津波（宝永地震以降）

日本歴（旧暦）		西暦	地央地名 又は地震名	M	被害
年号	年月日	年月日			
宝永	4. 10. 1	1707. 10. 28	東南海道沖	8. 4	津波高5～6m 大津波3回来襲 日高郡山内村印南地方、名古屋の民家殆ど流失、有田郡広85% 流失水死3,005人 田辺流失2,741戸 水死24名
安政	1. 11. 4	1854. 12. 23	東海道沖	8. 4	津波高2～2.5m 激震大津波の被害の大部分は5日の地震によると思われる 流失1,000戸以上、焼失（田辺）638戸、壊家62戸以上、死者72人以上
安政	1. 11. 5	1854. 12. 24	南海道沖	8. 4	津波高4.5～7m 震度5～6 紀勢分合計 焼失24 流失8,498 潰家破損共18,086 流死699人
昭和	19. 12. 7	1944. 12. 7	東南海沖	8. 0	津波高2m 震度4 激震 津波 死者44人 不明5人 全壊家屋174 流失235 床上浸水1,213 主として串本以東の沿岸
昭和	21. 12. 21	1946. 12. 21	南海道沖 昭和南海地震	8. 1	津波高2.5～5.5m 震度5 烈震津波 死者195 不明74 全壊2,439 流失316 全焼2,399
平成	16. 9. 5	2004. 9. 5	紀伊半島沖	6. 9	津波高0.34m 震度4
	16. 9. 7	2004. 9. 7	東海道央	7. 4	津波高0.86m 震度4

（和歌山の地震・和歌山の地方气象台等より抜粋、被害は県全体）

（昭和21年（1946年）昭和南海地震の人的被害・建物被害の状況）

	死者 (人)	負傷 (人)	行方 不明 (人)	罹災者 (人)	家屋 全滅 (棟)	家屋 半壊 (棟)	家屋 流出 (棟)	家屋 浸水 (棟)
串本	9	100	5	5,995	200	67	50	6,000
古座	1	4	1	400	13	3		169
計	10	104	6	6,395	213	70	50	6,169

※串本町防災関係資料より抜粋

(2) 串本町におけるこれまでの津波対策の取組

串本町では、東海・東南海・南海地震による津波から地域住民の命を守るため、逃げる対策（ソフト対策）と避難を助ける対策（ハード対策）の双方を効果的に実施し、自助・共助と公助が連携した津波対策に取り組んできた。

津波避難施設・津波避難路の整備



緊急避難先となる津波避難タワーの整備



津波避難機能を備えた漁協施設の整備



町・地域による津波避難路の整備

防災拠点の高台移転・機能強化



高台への串本町立病院の整備



高台への消防防災センターの整備



耐震性貯水槽の整備(上野山防災広場)

継続的な啓発活動及び津波避難訓練の実施



避難3原則の周知徹底



出前講座の実施



日々の避難訓練の実施

表 これまでの取組実績【平成 26 年度まで】

項目	内容
(1) 津波関係施設の整備・確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 津波避難タワーの整備（津波避難困難地域に 4 基整備（串本地区・西向地区・田並地区・田原地区）） ■ 津波避難ビルの指定（紀乃国屋ビル、成和ビル、NTT 旧串本ビル、雇用促進住宅串本宿舎、串本地区農林水産物集出荷貯蔵施設津波避難タワー和歌山東漁業協同組合） ■ 津波避難路整備（合併以降 98 路線（H17～H25 年度）を整備）
(2) 一時避難場所・指定避難場所の指定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 津波避難場所 215 箇所 ■ 避難タワー・避難ビル等 13 箇所 ■ 震災時指定避難所 48 箇所
(3) 防災拠点施設の整備、高台移転	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上野山防災広場の整備（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート離発着場等） ■ サンゴ台ヘリポートの整備 ■ くしもと町立病院の高台移転（平成 23 年 11 月） ■ 串本町消防防災センターの整備（平成 24 年 12 月）
(4) 防災知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災出前講座の実施（各地区・各種団体等を対象） ※平成 25 年度では、津波ハザードマップ作成及び地域防災計画見直しのため各地区でワークショップを 36 回（41 地区）開催。参加者は 499 人 ■ 広報での啓発（毎号、防災特集を掲載） ■ 避難訓練等の支援（各地区・各地区自主防災が実施する避難訓練等を支援）

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 孤立集落通信訓練（孤立のおそれのある集落 35 箇所のうち 30 箇所に可搬型無線機（計 30 台）を配備、通信訓練を実施）
(5) 町民・自主防災組織への支援等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町民向け防災対策各種補助制度の創設（木造住宅耐震診断・設計・改修補助（H17 年度～）、ブロック塀等撤去（生垣づくり）補助（H17 年度～）、家具類等輯到防止支援対策事業（H22 年度～）、救命胴衣等購入補助（H23 年度～） ■ 自主防災活動支援事業補助金の創設（H17 年度から資機材購入・資機材管理・避難路整備・備蓄倉庫整備に対して交付） <p>※自主防災組織の組織率は 89.90%、規約が無い組織を含めると組織率は 97.49%</p>
(6) 物資等の備蓄・供給体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被害想定に基づき備蓄場所を定め、計画的に購入・備蓄 ■ 災害時の物資提供に係る協定締結（紀南農業協同組合、和歌山県 LP ガス協会紀南支部、NPO 法人コメリ災害対策センター等） <p>※その他災害への備えとして上記以外に、次の機関・団体と防災協定等を締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時相互応援に関する協定（H25.10.9 締結） 田辺市、白浜町、上富田町 すさみ町、新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村 ・ 大規模災害時における一般廃棄物応急対策業務に関する協定（H26.1.20 締結）一般社団法人和歌山県清掃連合会串本支部 等
(7) 災害要支援者避難支援対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時要援護者支援プランの策定（平成 24 年 4 月） <p>※要援護者台帳は、手上げ方式で作成し、現在台帳を関係団体に提供中</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉避難所の指定・確保（社会福祉法人との協定締結）
(8) 災害対応に係る実施体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震・津波の職員の配備体制の構築
(9) 情報収集・伝達体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災行政無線の配備、各世帯（希望者）に戸別受信機の配備（無償貸与） ■ NHK 放送の再送信に係る覚書の締結（平成 24 年 9 月） ■ J アラート（全国瞬時警報システム）の自動放送の導入 ■ 可搬型無線機等の配備 ■ 衛星携帯電話の配備（本庁・分庁舎・消防防災センター・上野山防災広場備蓄倉庫に各 1 台）
(10) 津波防災関連計画等の策定・改訂	<ul style="list-style-type: none"> ■ 串本町地域防災計画の改訂（平成 26 年 8 月） ■ 串本町津波防災対策基本計画の策定（平成 18 年 3 月） ■ 串本町津波避難計画書の策定（平成 18 年 3 月） ■ 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定（平成 24 年 1 月） ■ 避難所運営マニュアルの改訂（平成 25 年 9 月） ■ 宿日直員災害時行動マニュアル（平成 24 年 9 月） ■ 津波ハザードマップの改訂（平成 26 年 3 月）

2 . 推進計画の理念・目標

「串本町津波防災地域づくり推進計画」（以下「本計画」という。）は、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」ことを基本理念とする「津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号)」に基づき、東海・東南海・南海3連動地震や南海トラフ巨大地震による大規模な津波から地域住民の命を守るため、行政（国、関係機関、県、町）と地域（住民・事業者等）が一体となって、計画に示した総合的な津波防災対策を継続的に取り組んでいくための総合ビジョンである。

本計画に基づき、津波避難困難地域を解消するため、津波から逃げ切る対策や津波避難を支援する対策、さらには、津波防災に資するまちづくり等のハード・ソフトの総合的な津波防災対策を効果的に実施し、地域の理解・協力（自助・共助）と行政（公助）との連携により、津波に強い串本町を目指していく。

3. 推進計画の区域(法第十条第二項)

串本町津波防災地域づくり推進計画の対象区域は、串本町全域（135.80平方キロメートル：旧串本町 89.77 平方キロメートル・旧古座町 46.03 平方キロメートル）とする。

4. 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針(法第十条第三項第一号)

(1)人口の状況

串本町の人口は1万7千806人・8,971世帯（平成26年9月末現在、住民基本台帳登録人口による）である。年齢別構成では、65歳以上が40.8%（7千267人）を占め、年齢区分では65歳以上69歳以下の人口が最多となっており、高齢化が進んでいる。

また、地区別の人口・世帯数では、潮岬地区が2,968人（1,384世帯）と最も多く、次いで矢ノ熊地区が979人（505世帯）、出雲地区が791人（372世帯）、和深地区が725人（386世帯）、掘笠島地区が684人（334世帯）、田原地区が603人（329世帯）等となっている。

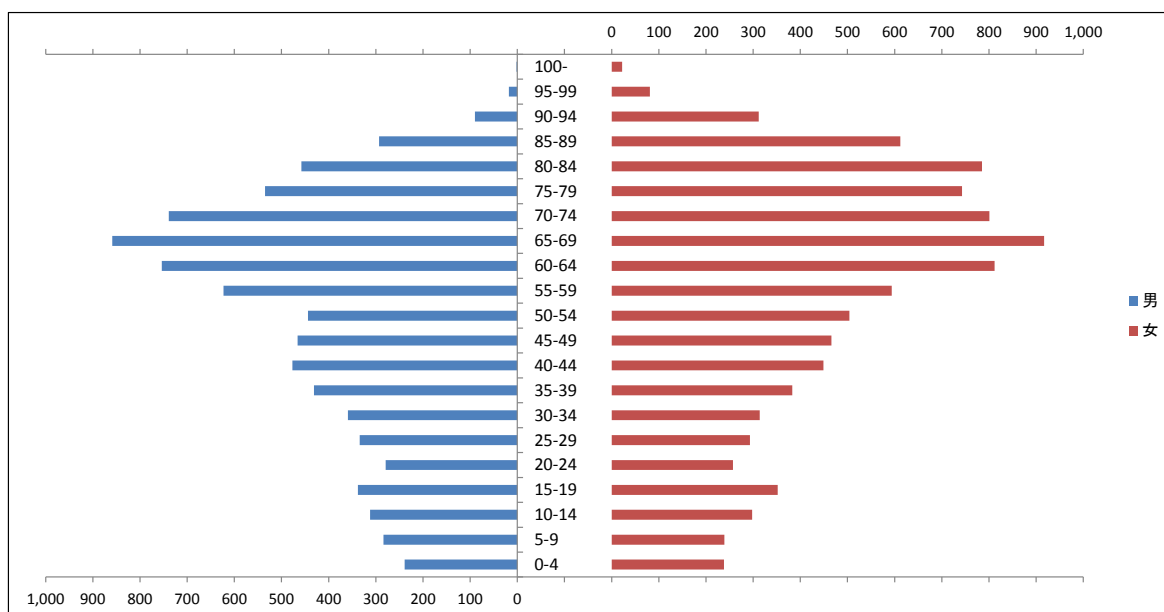


図 年齢別人口構成（人口ピラミッド図）
出典：住民基本台帳登録人口（平成26年9月末現在）

将来推計人口（平成 25 年 3 月人口問題研究所推計）では、平成 37 年の人口が 13,777 人、65 歳以上の高齢者が 49.7%（6,847 人）となっており、更なる高齢化が見込まれている。ただし、東日本大震災以降、中部地域における高台宅地のニーズの高まりなど新たな地区別の人口動向が今後想定される。

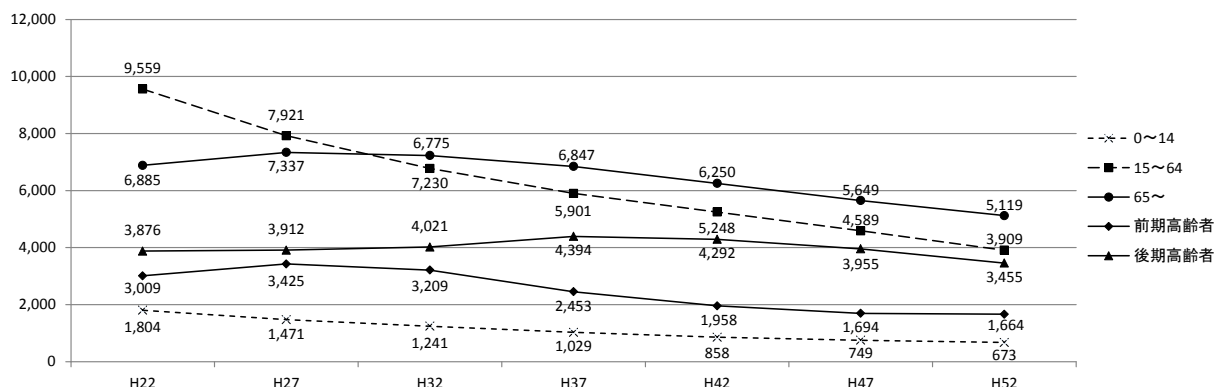


図 将来推計人口 (グラフ)

出典：国立社会保障・人口問題研究所の推計結果（平成 25 年 3 月推計）

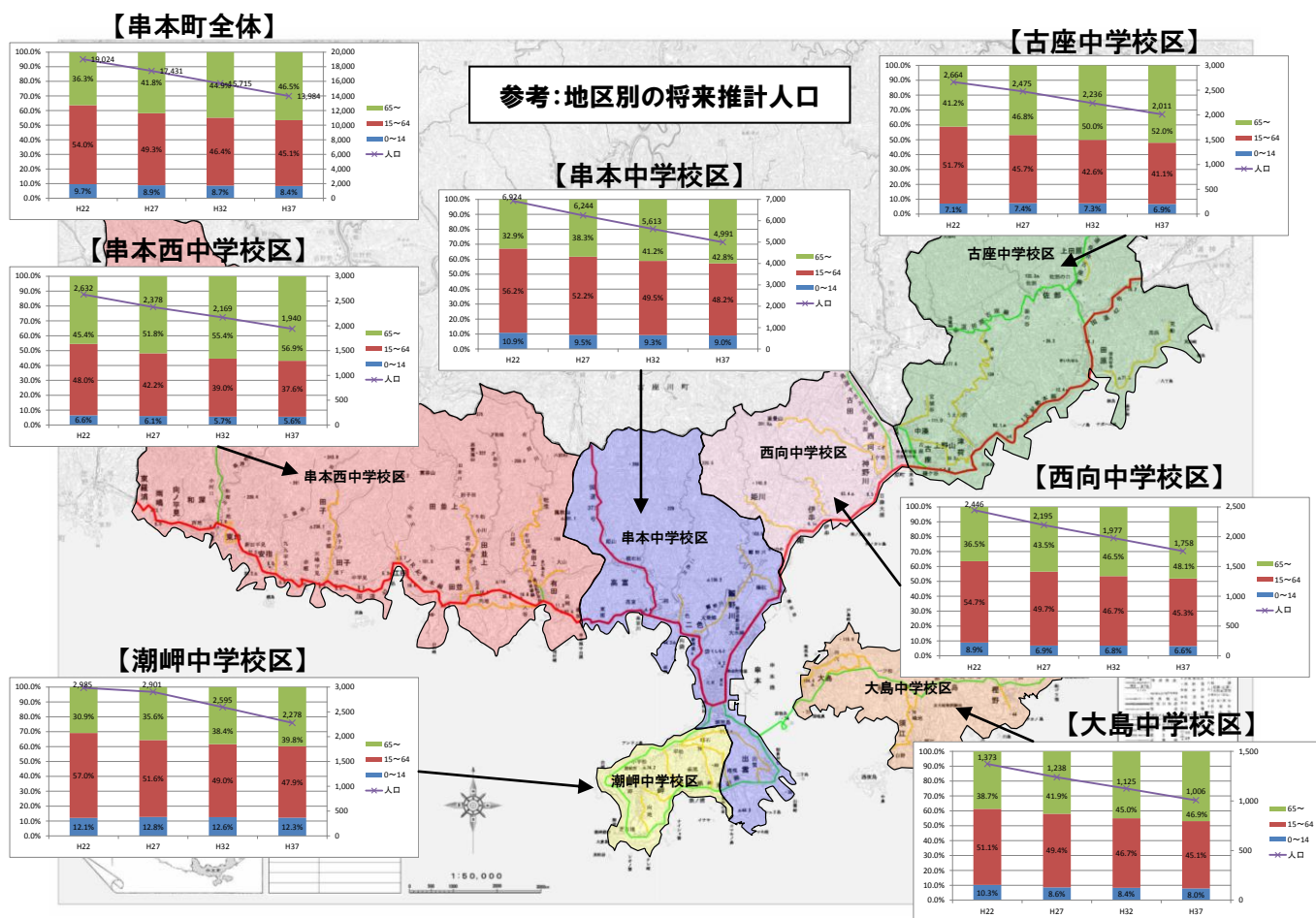


図 参考：地区別の将来推計人口 (グラフ)

出典：町による推計結果（串本町第 6 期介護保険事業計画）

観光客数は、近年、日帰客 74 万～94 万人、宿泊客 27～35 万人を推移しており、特に、ゴールデンウィークや夏休みとなる 5 月・8 月には、町外から多くの観光客が訪れる。

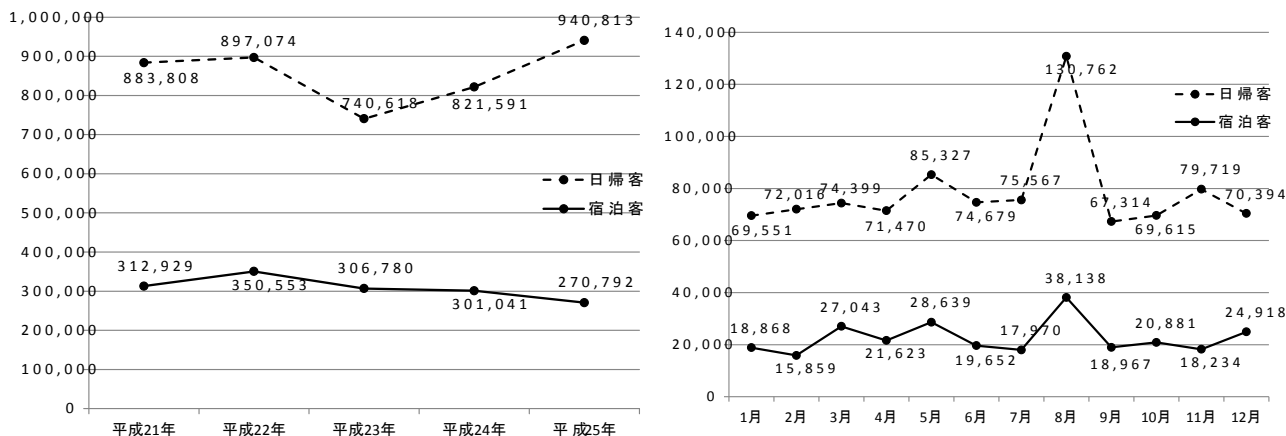


図 観光客数推移 (グラフ)
出典：和歌山県観光客動態調査報告書

(2) 交通の状況

串本町内の交通網は、大阪・名古屋方面からのアクセスが可能な J R 紀勢本線、国道 42 号が沿岸部に整備されており、潮岬から紀伊大島へは、くしもと大橋が整備されている。

また、近畿自動車道紀勢線（以下、紀勢線）の延伸整備が事業化されており、串本町への広域アクセスの利便性向上が見込まれている。



図 紀勢線の事業計画
参考：広報くしもと 2014. 6 掲載資料に一部加筆

(3) 土地利用の状況

町内西部及び東部は国道 42 号沿い沿岸部に小規模市街地が分布し、中央部は沿岸部に住宅密集市街地及び商業・業務地区、公共公益施設が立地し、内陸部高台には戸建住宅地と新たな公共公益施設が開発され、南部の潮岬、大島は観光資源を生かした観光施設と戸建住宅地が分布している。

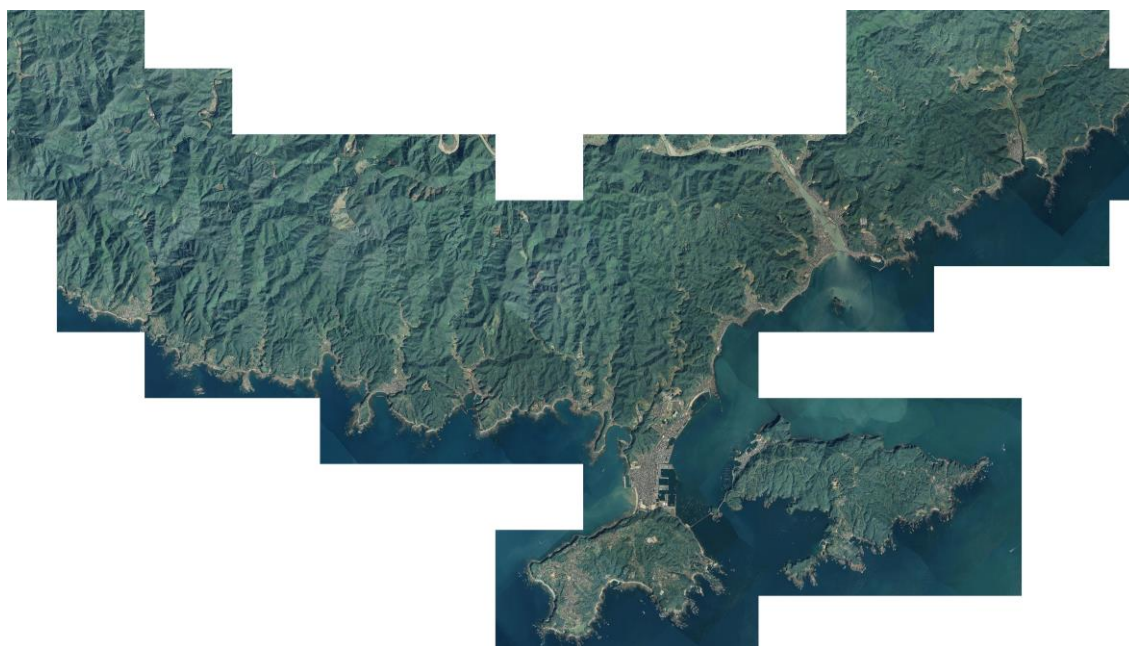


図 串本町全景（航空写真：平成 23 年撮影）

(4) 海岸の状況

町内沿岸部には 24 の漁港と 3 つの港湾があり、海岸及び沿岸部には漁業関連施設のほか、自然地形等の景勝地や海釣等の観光資源も多く分布している。



写真 橋杭岩と串本漁港（和歌山東漁協荷捌き場）

(5) 津波浸水想定状況

和歌山県が設定した串本町における津波浸水想定については、東海・東南海・南海3連動地震と南海トラフ巨大地震の2種類がある。

東海・東南海・南海3連動地震の津波浸水想定は、約100年周期で発生する頻度が高い地震による津波を対象としており、住民の命と財産を守るハード・ソフトの防災・減災対策を実施する上での「想定津波」の中心として設定されたものである。

南海トラフ巨大地震の津波浸水想定は、発生頻度は極めて低いが、仮に発生すれば、被害が甚大なものとして、「何としても逃げ切る」ためのソフト対策を中心とした防災・減災対策を検討するために設定されたものである。

それぞれの津波浸水想定で対象とする主なハード・ソフト対策を下表に示すが、双方に関係する対策でも、津波浸水想定によって対策の対応範囲や内容も異なってくる。

表 2つの津波浸水想定と主なハード・ソフト対策

	東海・東南海・南海3連動地震	南海トラフ巨大地震
		100年前後で発生する地震のため、ソフト・ハード対策両面で、住民の命と財産を守る。
ハード対策	◆避難路整備 ◆耐震化の促進	◆防災情報システム整備 ◆高速道路の整備 等
	◆堤防・護岸の整備 ◆高台への移転 等	
ソフト対策	◆揺れたら逃げる意識の徹底 ◆自主防災組織の設立・育成 ◆災害時要援護者支援 等	◆津波防災教育の推進 ◆津波避難訓練の実施

参考「「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海3連動地震」による津波浸水想定について(平成25年3月28日発表資料)」を基に作成

串本町における各々の概要は以下のとおりである（出典：「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海3連動地震」による津波浸水想定について(平成25年3月28日発表資料)、「和歌山県の津波避難困難地域と津波対策(平成26年10月28日発表資料)」）。

[東海・東南海・南海3連動地震]

最大津波高：10m 津波到達時間：5分（第1波最大波）

津波浸水面積：750ha

津波避難困難地域面積：26.4ha 津波避難困難地域人口：1,340人

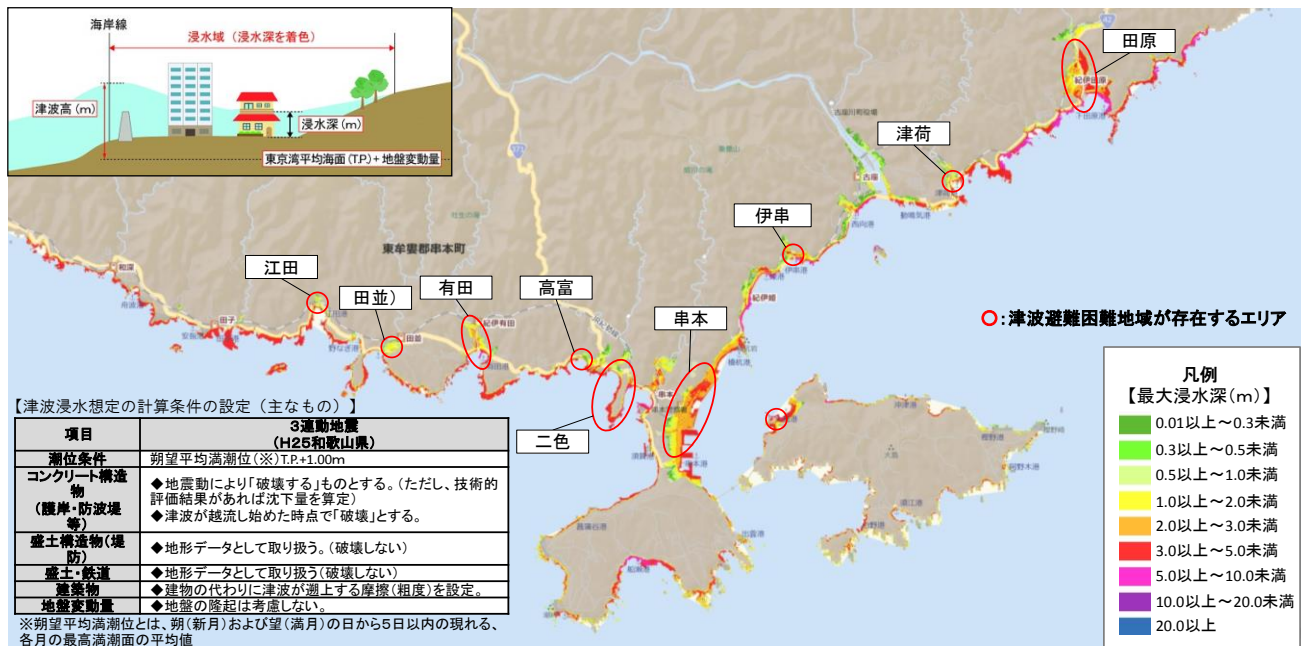


図 東海・東南海・南海3連動地震における津波浸水想定区域の分布状況

【南海トラフ巨大地震】

最大津波高：17m 津波到達時間：3分（津波高1m・3m・5m・10m）

津波浸水面積：1,170ha

津波避難困難地域面積：185ha 津波避難困難地域人口：5,915人

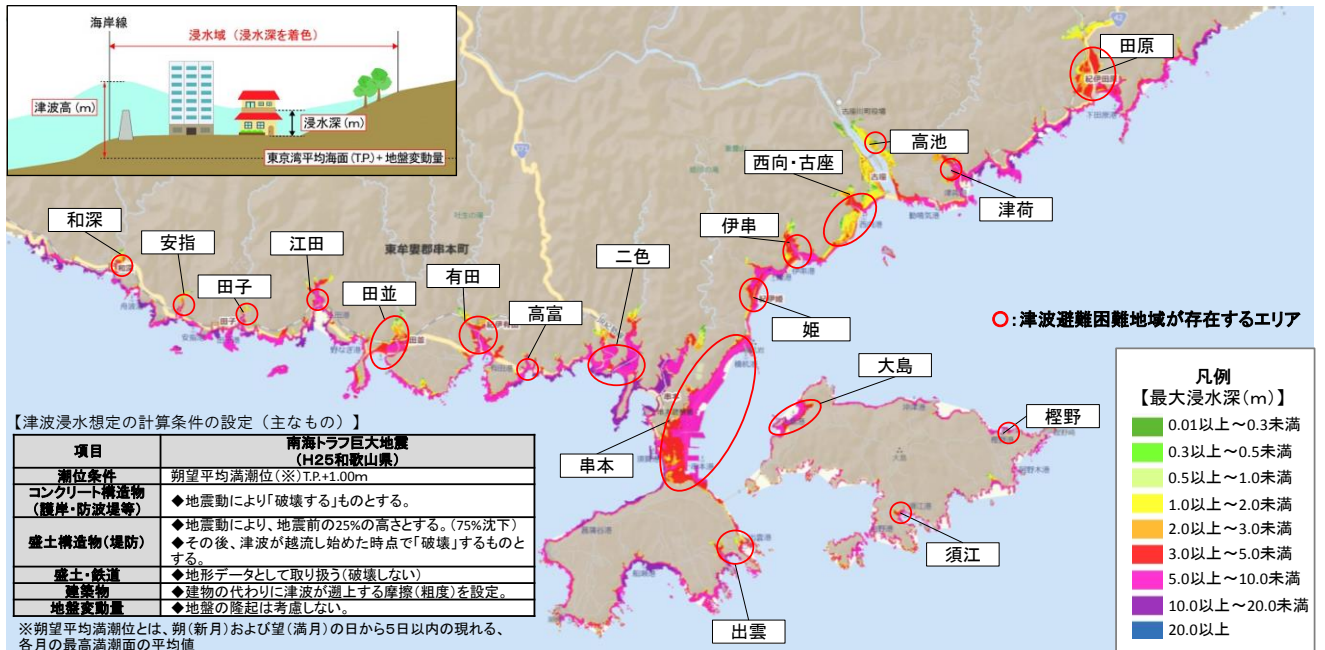


図 南海トラフ巨大地震における津波浸水想定区域の分布状況

【津波避難困難地域の抽出方法】

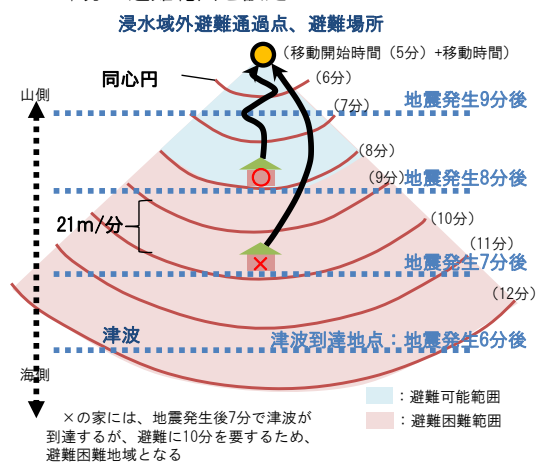
- 平成25年3月公表の東海・東南海・南海3連動地震及び南海トラフ巨大地震の津波浸水想定に基づき想定。
- 避難対象地域は、津波の想定浸水深が30cm以上の居住地域。
- 津波到達時間は、津波の想定浸水深が1cmとなる時間。
- 避難開始時間は地震発生より5分後とする。
- 避難方法は徒歩とする。
- 道路に沿って移動し、移動速度は毎分30mとする。
- 避難場所は、市町が指定する避難先(浸水地域外の避難施設若しくは広場、または津波浸水地域内の津波避難タワー若しくは津波避難ビル等)。

1. 浸水域外の避難通過点、避難場所を設定。
2. 3m以上の道は30m/分で避難範囲を設定。
3. 避難通過点、避難場所から21m/分の同心円を描き、津波到達時間との接点までが避難可能な範囲と設定。

⇒津波が居住地まで来る間に避難通過点、避難場所に達していない場合に津波避難困難地域と判断。

(参考)津波避難困難地域の設定方法

- ① 3m以上の道路は30m/分で避難範囲を設定
- ② ①の道路がない地域は同心円(下図)により、21m/分で避難範囲を設定



(6) 地域ごとの危険度・安全度

下図のとおり、計画区域を4つの地域に分け、3連動地震及び南海トラフ巨大地震における地域ごとの危険度・安全度を示す。

なお、県の被害想定結果から抜粋している数値は、複数予測したケースのうち、最大の被害となる冬の夕方18時・風速8mにおける数値で、人的被害については、そのうち最も避難が遅いケースの場合※を示している。

※10分後避難：35%、20分後避難：40%、浸水後避難もしくは避難せず：25%

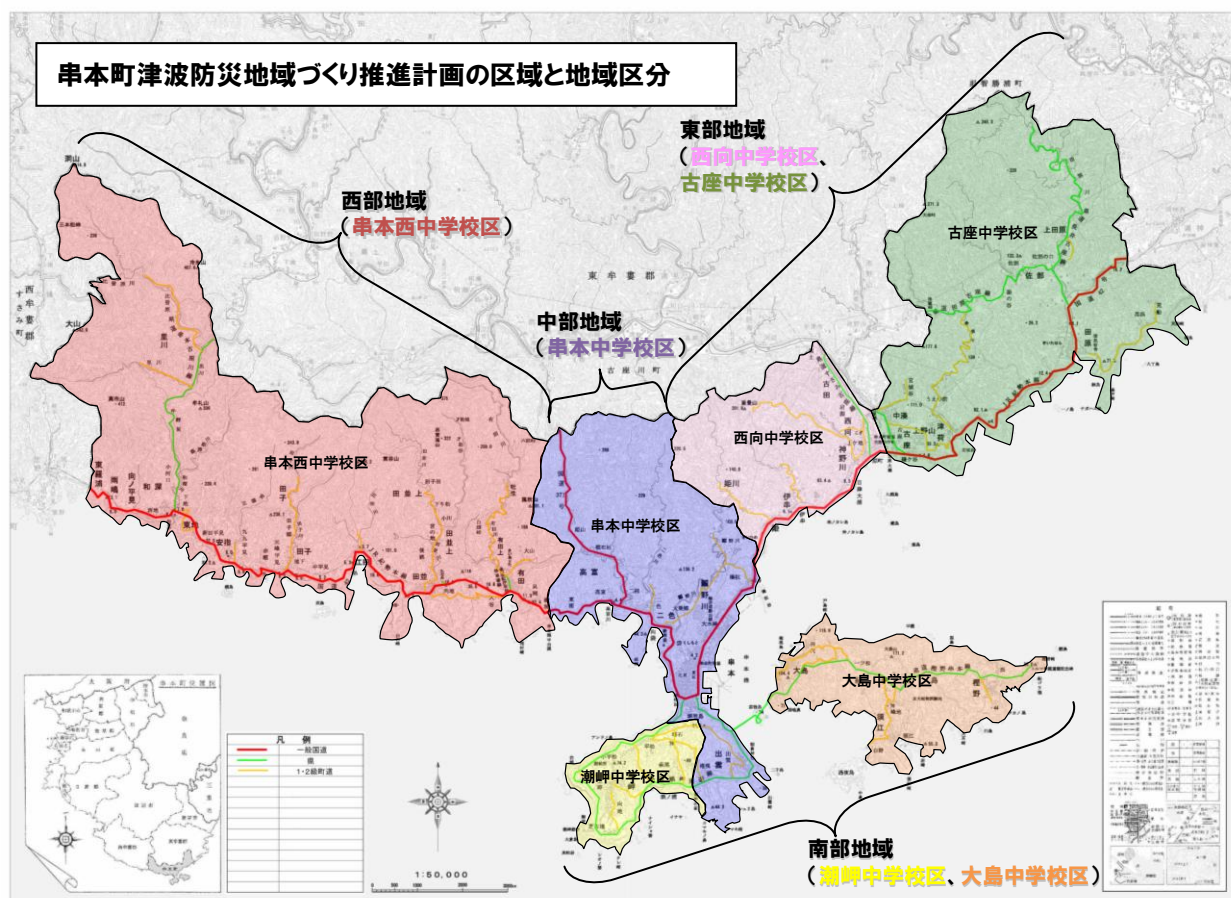
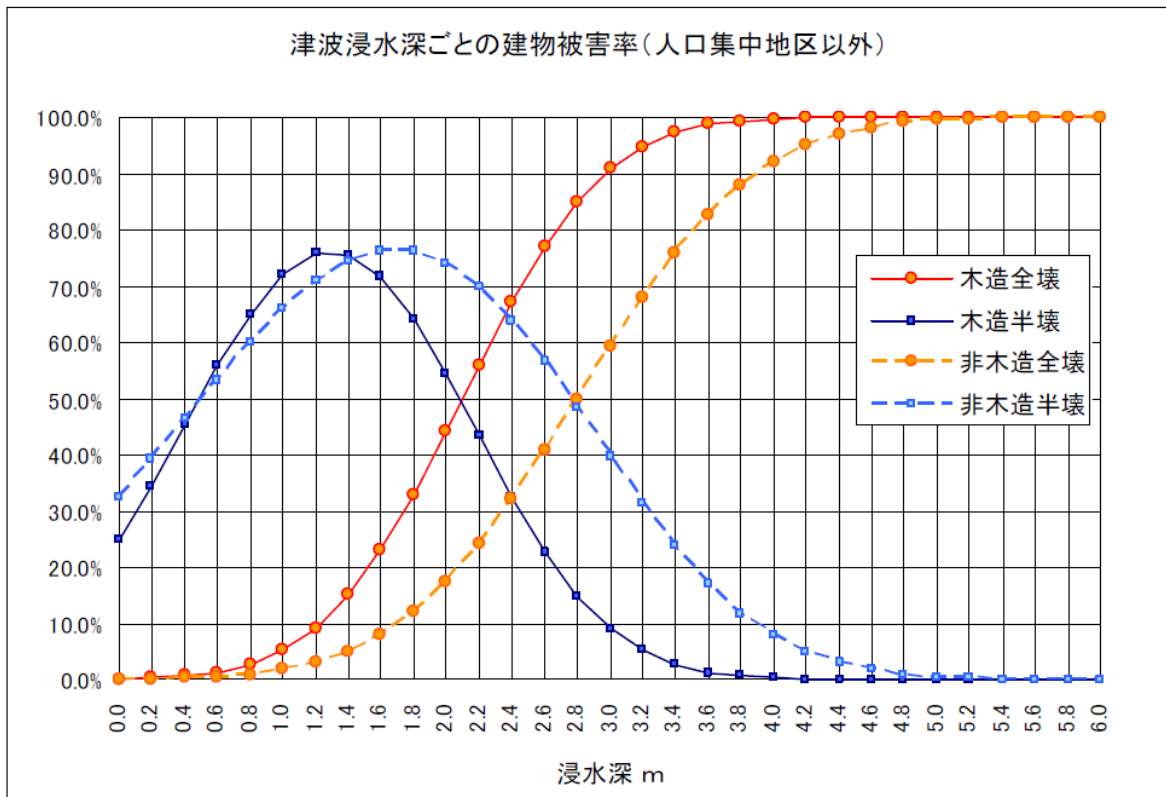


図 計画区域と地域区分

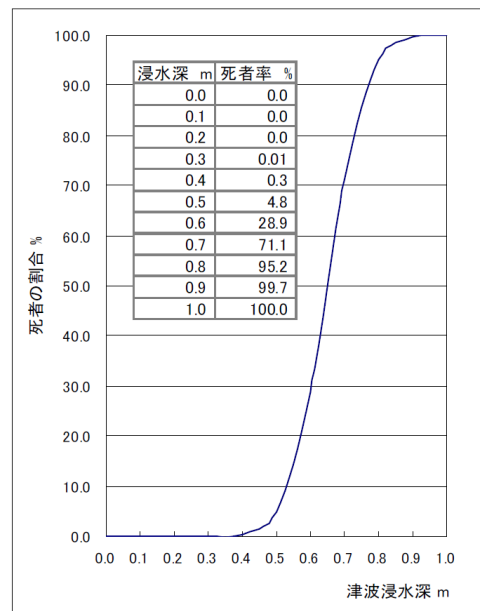
表 地域ごとの危険度・安全度の項目

項目	出典
① 津波による全壊棟数※1	「東海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフの巨大地震」による被害想定について (平成26年10月28日和歌山県公表)
② 津波による死者数※2	同上
③ 道路の津波浸水延長	※平成25年和歌山県津波浸水想定結果を用いて町独自に国道等の津波浸水延長を計測
④ 津波避難困難地域人口	和歌山県の津波避難困難地域と津波対策 (平成26年10月28日和歌山県公表)
⑤ 津波避難困難地域面積	同上

※1 県の被害想定では、建物の被害について、揺れ等（液状化、震動、斜面崩壊）、津波、地震に伴う火災の順にその影響を考慮し、予測した（下図は、津波浸水深ごとの建物被害率を示したもの）。



※2 県の被害想定では、人的被害について、建物倒壊、斜面崩壊、津波、火災の順で予測した。津波による死傷者については、津波に対する避難シミュレーション^注を実施し、避難が成功しなかった者について、津波浸水深ごとの死者率を適用して津波による死者数を予測している（右図表）。さらに、閉じ込め者の一部は自力脱出や家族・近隣者等による早期避難ができず、津波浸水域に残された場合には死亡する者があるものとしている。



注 津波による死者数を算出するための避難シミュレーションは、津波避難困難地域を抽出するモデルとは異なる。詳細は和歌山県の被害想定資料（東海・東南海・南海3連動地震及び南海トラフ巨大地震により予測される被害）を参照のこと。

〈西部地域（串本西中学校区：里川～有田）〉

項目	3連動地震	南海トラフ巨大地震
① 津波による全壊棟数	約 210 棟	約 420 棟
② 津波による死者数	約 350 人	約 1,200 人
③ 道路の津波浸水延長	約 5.0km	約 10.8km
国道	約 3.0 km	約 6.7 km
県道	約 0.5km	約 0.6km
1・2級町道	約 1.6km	約 3.6km
④ 津波避難困難地域人口	129 人	469 人
⑤ 津波避難困難地域面積	3.4ha	21.8ha

〈東部地域（西向中学校区：姫～古田、古座中学校区：中湊～佐部）〉

項目	3連動地震	南海トラフ巨大地震
① 津波による全壊棟数	約 740 棟	約 1,030 棟
② 津波による死者数	約 660 人	約 3,500 人
③ 道路の津波浸水延長	約 15.4km	約 21.8km
国道	約 9.9 km	約 12.6 km
県道	約 2.9km	約 2.8km
1・2級町道	約 2.6km	約 6.3km
④ 津波避難困難地域人口	214 人	1,586 人
⑤ 津波避難困難地域面積	5.4ha	58 ha

〈中部地域（串本中学校区：高富～大水崎）〉

項目	3連動地震	南海トラフ巨大地震
① 津波による全壊棟数	約 910 棟	約 1,040 棟
② 津波による死者数	約 710 人	約 2,850 人
③ 道路の津波浸水延長	約 9.0km	約 14.7km
国道	約 6.0 km	約 8.8 km
県道	約 2.3km	約 3.2km
1・2級町道	約 0.7km	約 2.7km
④ 津波避難困難地域人口	865 人	3,574 人
⑤ 津波避難困難地域面積	15.8ha	95.8ha

〈南部地域（潮岬中学校区、大島中学校区）〉

項目	3連動地震	南海トラフ巨大地震
① 津波による全壊棟数	約 240 棟	約 240 棟
② 津波による死者数	約 130 人	約 560 人
③ 道路の津波浸水延長	約 1.2km	約 2.4km
国道	約 0.0 km	約 0.0 km
県道	約 0.6km	約 1.2km
1・2級町道	約 0.7km	約 1.2km
④ 津波避難困難地域人口	132 人	286 人
⑤ 津波避難困難地域面積	1.8ha	9.4ha

注 「② 津波による死者数」と「④ 津波避難困難地域人口」については、それぞれの利用目的に応じた条件設定と算定手法が採用されているため、算定される人数に差が生じる。例えば、避難開始時間の設定は、④の算定においては、全員5分としており、②の算定においては、10分後避難が30%、20分後避難が40%、ぎりぎりまで避難しないもしくは避難しないが25%の組み合わせでシミュレーションを行っている。その他、避難速度（②は60m/分（要援護者は30m/分）、④は30m/分）、避難ルート設定（②は道路や段差や川などに関係なくルート設定、④は現実的な避難ルートを設定）などの算定手法の違いが挙げられる。

(7) 地域ごとの分析結果

〈西部地域（串本西中学校区）〉

3連動地震においては、沿岸部の津波到達時間が4～5分と早く、江田、田並、有田地区では、津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなるとされる浸水深1.0m以上の範囲が広く、特に有田地区については、木造家屋のほとんどが全壊するとされる浸水深3.0m以上の範囲が広く分布する。また、沿岸部の国道42号の約2割が浸水し、断続的に浸水区間が発生するおそれがある。

※南海トラフ巨大地震においては、沿岸部の津波到達時間が3～5分と早く、沿岸河口部及び河川周辺においては、津波の遡上により内陸部まで浸水区域が広がっており、津波避難困難地域が広範囲に存在する。

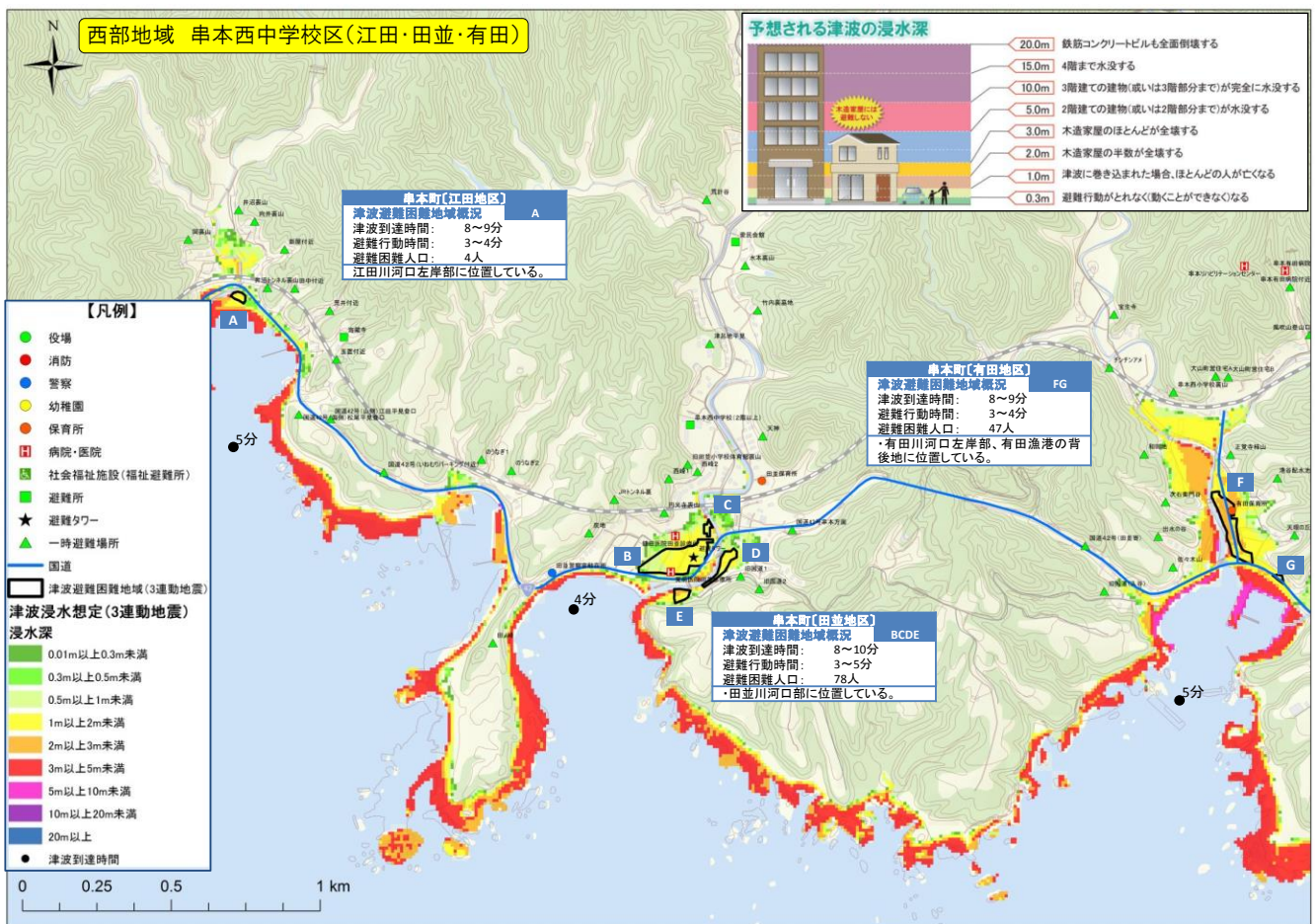


図 東海・東南海・南海3連動地震における津波浸水想定区域・津波避難困難地域の分布状況【西部地域 串本西中学校区(江田・田並・有田)】

〈東部地域（古座中学校校区、西向中学校校区）〉

3連動地震においては、沿岸部の津波到達時間が3～9分と早く、姫、伊串、西向、津荷、田原地区では、津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなるとされる浸水深1.0m以上の範囲が広く、特に田原地区については、木造家屋のほとんどが全壊するとされる浸水深3.0m以上の範囲が広く分布する。古座地区は、浸水深は低いものの、津波の遡上により内陸部まで浸水区域が分布する。また、沿岸部の国道42号の約7割が浸水し、連続して浸水区間が発生するおそれがある。

※南海トラフ巨大地震においては、沿岸部の津波到達時間が3～8分と早く、沿岸部の国道42号では、浸水区間が長く続き、沿岸河口部及び河川周辺においては、津波の遡上により内陸部まで浸水区域が広がっており、津波避難困難地域が広範囲に存在する。

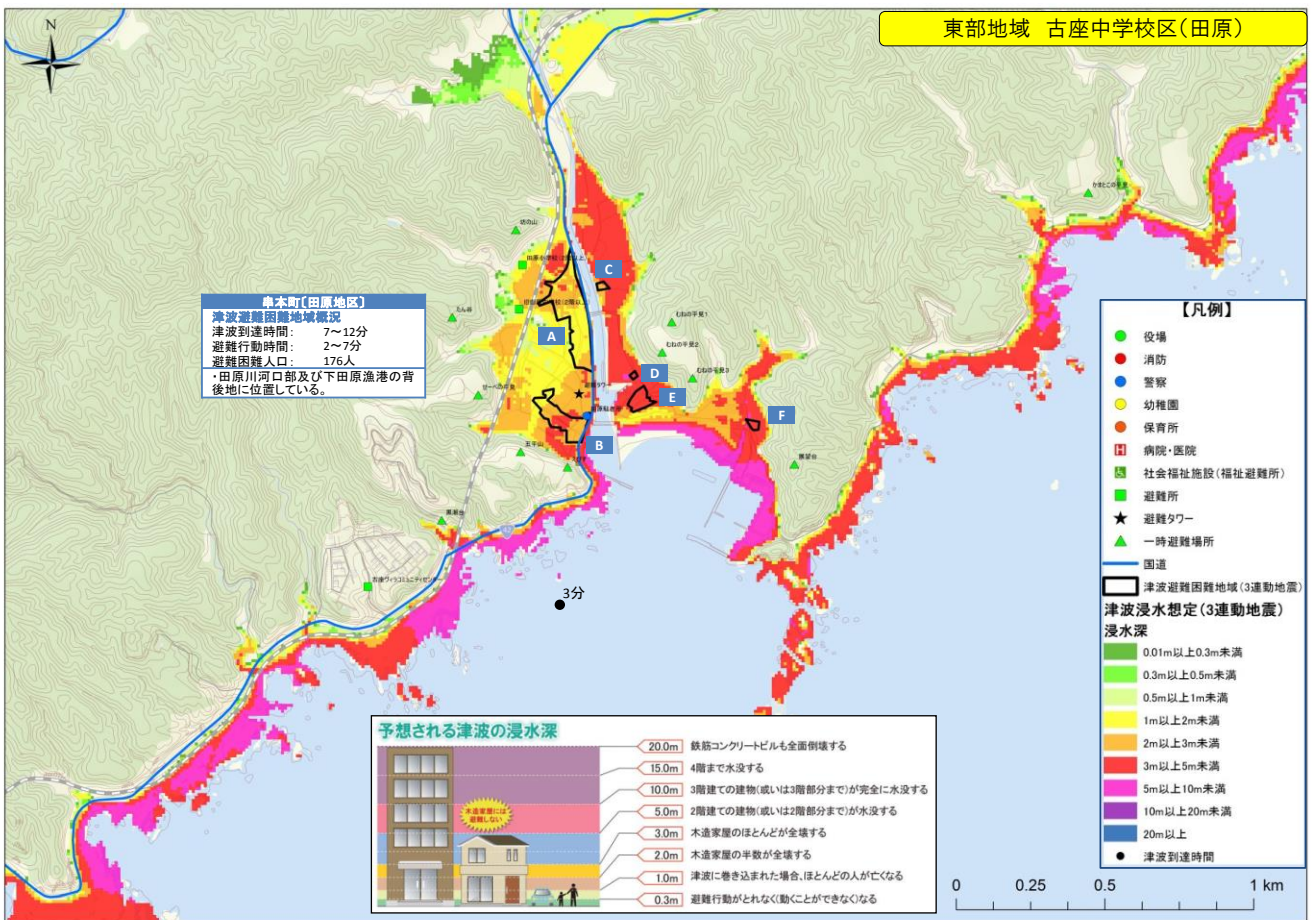


図 東海・東南海・南海3連動地震における津波浸水想定区域・津波避難困難地域の分布状況【東部地域 古座中学校校区(田原)】

〈中部地域（串本中学校区）〉

3連動地震においては、沿岸部の津波到達時間が4～7分と早く、串本漁港後背地の旧市街地では、木造家屋のほとんどが全壊するとされる浸水深3.0m以上の範囲が広く分布し、最も多くの津波避難困難者の発生が想定される。さらに、最寄りの高台や避難ビル等への津波避難においても、ブロック塀や建物の倒壊により、避難が困難となる等の課題がある。また、沿岸部の国道42号の約7割が浸水し、旧市街地を通るほとんどの区間が浸水区間となるおそれがある。

※南海トラフ巨大地震においては、沿岸部の津波到達時間が4～7分と早く、旧市街地の浸水範囲が広く、南部地域が浸水により分断されるおそれがある。

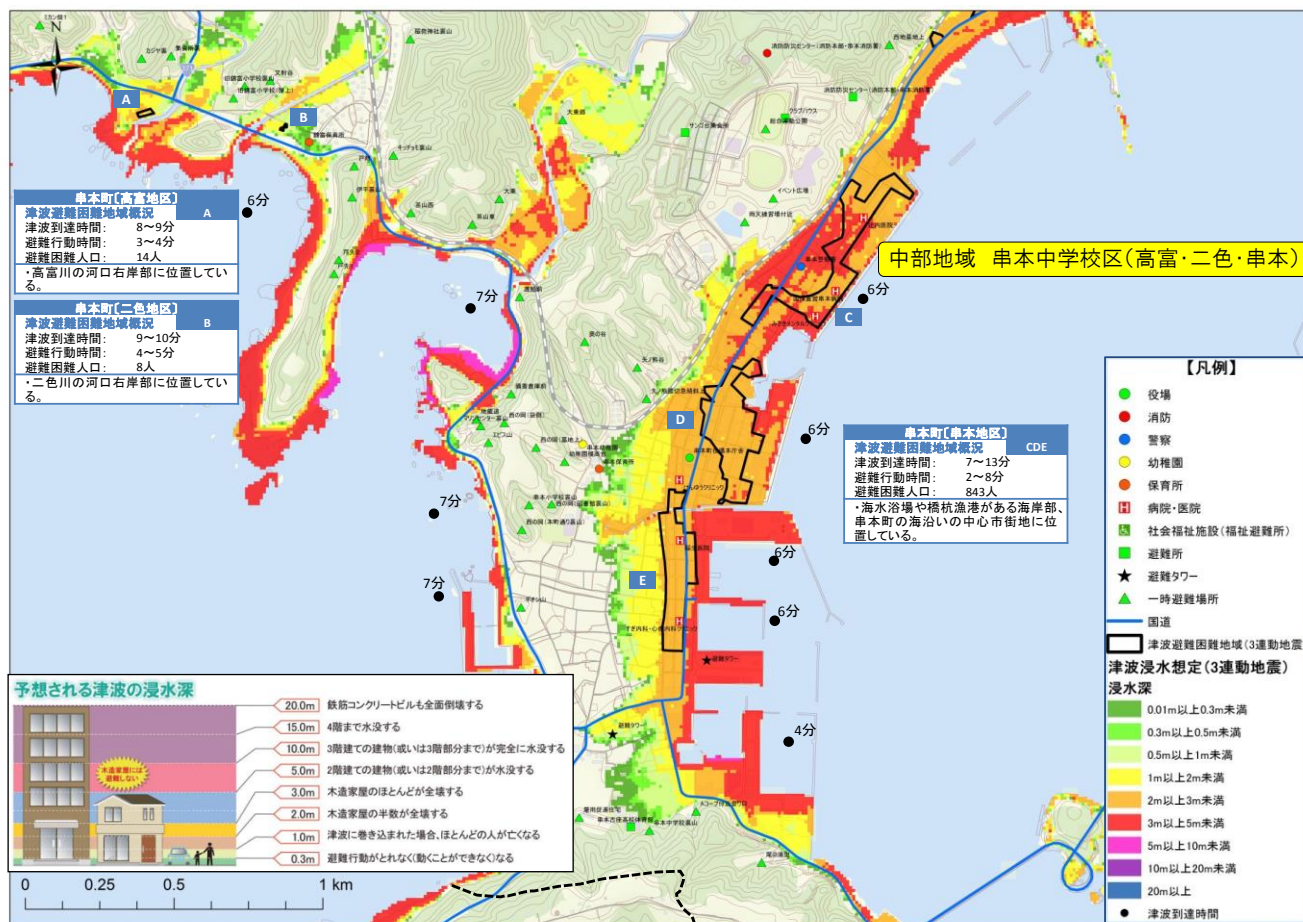


図 東海・東南海・南海3連動地震における津波浸水想定区域・津波避難困難地域の分布状況【中部地域 串本中学校区(高富・二色・串本)】

〈南部地域（潮岬中学校区、大島中学校区）〉

3連動地震においては、沿岸部の津波到達時間が1～6分と早く、高台が中心の地域であるが、大島地区では、木造家屋のほとんどが全壊するとされる浸水深3.0m以上の範囲が広く分布し、多くの津波避難困難者の発生が想定される。

※南海トラフ巨大地震においては、沿岸部の津波到達時間が3～5分と早く、高台が中心の地域であるが、沿岸部の大島、檜野、須江地区などの集落からは、地震後速やかに最寄りの高台へ避難することで生命を守る必要がある。



図 東海・東南海・南海3連動地震における津波浸水想定区域・津波避難困難地域の分布状況【南部地域 大島中学校区(大島)】

(8) 地域の目指すべき姿を踏まえたまちづくりの方針

串本町における津波に強いまちづくりの方針については、串本町長期総合計画や都市計画区域マスタープラン（東牟婁圏域）（平成 27 年 3 月現在検討中）、地域防災計画、既往の津波対策の関連計画を踏まえ、以下の 5 つの視点から取り組むものとする。

- ① 協働まちづくりの推進やまちづくりに係る地域の人材育成に併せて、より迅速な避難実施により津波から逃げ切るため、平時からの津波避難に係る地域への情報周知や啓発活動を徹底する。
- ② 日常生活に必要な道路施設及び歩行者系ネットワークの整備に併せて、安全かつ円滑な津波避難が可能な避難路、避難先を確保し、津波避難困難地域を解消するまちづくりを推進する。
- ③ 安全で快適な居住環境整備や観光のまちづくりに併せて、要支援者を含む住民・来訪者等の避難支援環境確保や地域・行政関係機関の災害対応力向上を目指した自助・共助と公助が連携した取組を推進する。
- ④ 人口減少や財政状況を考慮した都市機能の集約化やまとまりのある住みやすい都市づくりに併せて、防災拠点の確保と拠点間のネットワーク化により、防災拠点機能強化を図る。
- ⑤ 町は国・県の施策と連携し、道路等の都市基盤整備、高台等への都市機能の移転、密集市街地等の既成市街地整備等、津波に強く安全・安心でコンパクトなまちづくりを総合的に取り組んでいく。

※ また、南海トラフ巨大地震においては、上記①～⑤の方針について、津波避難困難地域や浸水により被害が甚大な区域について、重点的に施策を推進していくものとする。

(9) 津波防災・減災対策の基本的な方向性、重点的に推進する施策

〈西部地域（串本西中学校区）〉

[基本的な方向性]

- ① 人口減少・高齢化や日常生活の利便性向上を踏まえ、より安全な箇所への都市機能の集約化を図る。
- ② 限られた時間で津波到達までに逃げきるため、沿岸市街地背後の高台や紀勢線等への避難路の整備を進める。
- ③ 紀勢線と町道のネットワーク化を図り、被災地区の二次避難・応急復旧支援環境を確保する。
- ④ 迅速な津波避難のための啓発活動の推進と津波避難に係る情報伝達体制の強化及び防災拠点施設間の情報伝達手段を確保する。

[重点的な施策]

- 高台避難先・避難路の整備・防災機能強化
(避難路沿道ブロック塀除去、急傾斜地擁壁への避難路の設置、避難路となる橋梁の耐震化、民有地・公共公益施設跡地等の活用、要支援者施設（福祉施設）との協定締結)
- 主要道路から避難先・避難路に係るサイン表示
- 海岸堤防の老朽化対策
- 二次避難ルートや緊急輸送道路となる紀勢線へのアクセス路の確保
- 孤立が想定される地区における通信手段の確保及び通信訓練の実施

※ 南海トラフ巨大地震を考慮した対応課題について

紀勢線の整備に伴い発生する残土処分場などを利用して、津波避難困難地域の解消に向けた避難場所や応急活動拠点となるオープンスペースを確保する必要がある。

〈東部地域（古座中学校区、西向中学校区）〉

[基本的な方向性]

- ① 人口減少・高齢化や日常生活の利便性向上を踏まえ、より安全な箇所への都市機能の集約化を図る。
- ② 沿岸部の各市街地・集落内の津波避難困難地域を解消するため、身近な避難先となる高台や避難路の整備を進め、避難路の安全確保や避難先への誘導に必要な対策を講じる。
- ③ 津波被害により孤立が想定される地区において、応急活動支援が到着するまで必要な備蓄や避難生活に必要な拠点を確保する。
- ④ 迅速な津波避難のための啓発活動の推進と津波避難に係る情報伝達体制の強化及び防災拠点施設間の情報伝達手段を確保する。

[重点的な施策]

- 高台避難先・避難路の整備・防災機能強化
（高台の防災広場・備蓄倉庫の整備、避難路沿道ブロック塀除去、急傾斜地擁壁への避難路の設置、避難路となる橋梁の耐震化、要支援者施設（福祉施設）との協定締結）
- 孤立が想定される地区における通信手段の確保
- 主要道路から避難先・避難路に係るサイン表示
- 海岸堤防の老朽化対策

※ 南海トラフ巨大地震を考慮した対応課題について

紀勢線の整備による一日も早いミッシングリンクの解消を要望するとともに、後背地へより早く避難できるための避難路整備等を優先する必要がある。

〈中部地域（串本中学校区）〉

[基本的な方向性]

- ① 人口減少・高齢化への対応や日常生活の利便性向上を踏まえ、旧市街地を中心とした浸水区域が広がる住宅密集市街地の主要生活道路整備に伴う避難環境を整備し、高齢者等の災害時要支援者の避難支援体制を構築する。
- ② 津波避難困難地域が広がる地区において津波避難ビルを確保する。
- ③ 都市機能の集約化に併せて、沿岸部に立地する公共公益施設の高台への機能移転を段階的に進め、被災後の行政機能や生活拠点機能を継続的に確保する。
- ④ 紀勢線の整備後に新たな高台を確保し、浸水区域内の市街地を代替する都市基盤を整備する。
- ⑤ 迅速な津波避難のための啓発活動の推進と津波避難に係る情報伝達体制の強化及び防災拠点施設間の情報伝達手段を確保する。
- ⑥ 観光のまちづくりに併せて、観光客等の来訪者への津波避難に係る情報周知を図る。

[重点的な施策]

- 密集市街地における避難環境の整備（津波避難ビル等への避難路沿道ブロック塀の除去、建物の耐震化、家具等の転倒防止策等による屋内安全確保）
- 津波避難困難地域が広がる地区における津波避難ビルの確保
- 高台における新たな都市基盤の整備・代替機能確保
（高台低未利用地・残土処分場の活用）
- 二次避難ルートや緊急輸送道路となる紀勢線や高台へのアクセス路の確保
- 海岸堤防・漁港外郭施設の嵩上・耐震化
- 公共公益施設を中心とした防災拠点施設間の情報連絡手段の確保
- 来訪者等を考慮した主要道路から避難先・避難路に係るサイン表示

※ 南海トラフ巨大地震を考慮した対応課題について

中長期的に整備される高台市街地への段階的移転促進と津波避難対策の強化を図る必要がある。

〈南部地域（潮岬中学校区・大島中学校区）〉

[基本的な方向性]

- ① 人口減少・高齢化や日常生活の利便性向上を踏まえ、より安全な高台への都市機能の集約化を図る
- ② 避難時間が限られた沿岸集落から高台までの避難路において円滑で安全に避難できる環境を整備する。
- ③ 地域内及び中部地域からの避難者を想定し、応急活動支援が到着するまで必要な備蓄の強化を図る。
- ④ 迅速な津波避難のための啓発活動の推進と津波避難に係る情報伝達体制の強化及び防災拠点施設間の情報伝達手段を確保する。
- ⑤ 観光のまちづくりに併せて、観光客等の来訪者への津波避難に係る情報周知を図る。

[重点的な施策]

- 沿岸集落における避難環境の整備（避難路沿道ブロック塀の除去、建物の耐震化、家具等の転倒防止策等による屋内安全確保）
- 来訪者等を考慮した主要道路から避難先・避難路に係るサイン表示
- 応急仮設住宅用地等の復旧・復興拠点となる大規模なバックアップ用地の確保
- 海岸堤防の老朽化対策

※ 南海トラフ巨大地震を考慮した対応課題について

数多くある高台敷地を活用し、復旧・復興拠点としての都市のバックアップ機能の強化を図る必要がある。

5. 津波浸水想定に定める浸水の区域における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項(法第十条第三項第二号)

(1) 津波浸水想定区域における土地利用の基本的方向

- ① 既成市街地において、避難路沿道のブロック塀除去や建物の耐震化等による倒壊抑止策等により、安全かつ円滑な避難環境を確保する。
- ② 安全な避難先となる最寄りの高台や紀勢線へのアクセス路や、市街地内の身近な津波避難ビルを確保するため、各施設管理者との協力連携による避難先及び避難路整備を推進する。
- ③ 浸水想定区域内においては、集約拠点ネットワーク型のまちづくりの方針を踏まえつつ、安全な市街地を形成するための土地利用の基本的方向を検討する。
- ④ 浸水想定区域内の公共公益施設の高台移転及び代替拠点確保により、被災後の防災拠点機能を継続・確保するとともに、住宅等の移転が可能な受け皿（高台用地及び都市基盤）の整備・確保を検討し、段階的な都市機能の集約化を図る。
- ⑤ 高台市街地と浸水想定区域内の拠点間を結ぶ公共交通によるネットワークを確保し、コミュニティと生活サービスの維持を図る。

また、南海トラフ巨大地震対策として、浸水想定区域内や津波避難困難地域内における要支援者施設や低層建物等の土地利用の規制・誘導方策（立地・床利用・構造上の配慮事項）について検討していく。

- ※ 今後、和歌山県が津波災害警戒区域や津波災害特別警戒区域を指定する場合は、推進計画に定める市街地の整備改善のための事業や、避難路や避難施設等の整備等に係る事業・事務との整合、また、事業促進に係る交付金事業の活用を図りながら、効果的な運用を図っていく。

(2) 津波浸水想定区域における警戒避難体制の整備の概要

①津波避難施設の整備

- 1) 津波避難タワー・津波避難ビル・津波避難場所等の津波避難先の整備・確保

津波避難先となる最寄り高台への津波避難場所の整備、津波避難タワーの整備、津波避難ビルの確保等により、津波避難困難地域の解消を図る。

- 2) 津波避難路等の整備

津波避難先へのアクセス路となる津波避難路の整備及び維持管理により、安全な避難路を確保する。

②安全な津波避難環境の確保

- 1) 津波避難路の沿道空間における安全確保

津波避難路の沿道のブロック塀除去等による沿道空間の安全確保により、安全かつ円滑な避難環境を確保する。

- ・ブロック塀等撤去（生垣づくり）補助制度の活用

- 2) 住宅における安全確保

建物の耐震化や家具等の転倒防止対策等により、屋内空間の安全かつ円滑な避難環境を確保する。

- ・家具類転倒防止支援対策事業の活用
- ・住宅耐震診断、改修補助制度の活用

- 3) 避難誘導サイン等の整備

来訪者や車利用者等への安全かつ円滑な避難を実現するため、主要道路から避難先・避難路に係るサイン表示を整備する。

③避難先における防災拠点機能の強化

1) 防災広場等の防災機能強化

避難拠点となる防災広場における避難所機能として、給排水・トイレ設備・テント用地・防災倉庫等の必要設備等を確保する。

2) 救急救援機能の強化

道路施設の被災時において、陸路以外にヘリコプターによる避難者・傷病者の後方搬送や救護活動が展開できるよう、避難拠点到場外離着陸場等を整備し、空路を含む救急救援機能の強化を図る。

3) 避難先における備蓄確保・物資供給体制の強化

高台の津波避難場所、津波避難タワー、津波避難ビルにおける避難時の備蓄や必要設備を確保し、さらに、災害時協定締結により、避難先等への物資供給体制を強化する。

④防災知識の普及・啓発

1) 広報啓発・出前講座の実施

町民一人ひとりの防災知識の向上を図るために分かり易い災害リスク情報、津波避難方法などについて、防災出前講座の実施や参考となる資料の提供など、防災知識の普及・啓発に取り組む。

2) 訓練等の実施

あらゆる主体・施設での津波避難訓練の充実・強化や津波避難行動マニュアルの更新を図り、地域の防災力の向上につなげていく。

町は、各地区・各自主防災組織が実施する避難訓練等を継続的に支援していく。

3) 自主防災組織の取組支援

自主防災組織が、地域の状況に応じて津波避難に係る知識や理解を深める活動を自主的に取組んでいけるよう、地区別の津波避難計画の作成支援等をはじめ、津波避難に係る自助・共助の取組みを支援していく。

⑤情報収集・伝達手段の確保

1) 無線による通信手段の確保

無線系通信手段の確保により、通信・連絡手段の多重化を図り、通信施設の被害や孤立環境を想定した代替連絡手段を確保し、津波避難支援に係る拠点間の情報連絡体制の構築を図る。

- ・防災行政無線のデジタル一元化、戸別受信機の配備
- ・衛星携帯電話の配備
- ・可搬型無線機等の配備

2) 多様な情報伝達手段の確保

津波警報等を迅速に町民に伝達し、津波からの円滑な避難誘導を行えるよう、関係機関・民間事業者との連携も含め、発災直後の津波避難に関する情報発信について、あらゆる発信手段を活用できるよう検討する。

- ・NHK 放送の再送信
- ・Jアラート（全国瞬時警報システム）の自動放送
- ・アマチュア無線利用者の把握と連絡体制の構築

⑥要支援者避難支援対策の推進

1) 要支援者台帳の作成・運用

平成 24 年に策定した災害時要支援者支援プランに基づき、要支援者台帳の拡充、台帳の関係機関間での情報共有を図り、要支援者の参画を得た地域ぐるみの津波避難訓練の実施を促進する。

2) 福祉避難所の確保

災害時に要支援者を受入れるための避難所（福祉避難所）の指定・拡充を図るため、社会福祉法人や民間事業者等との災害時協定の締結を進めていく。

また、南海トラフ巨大地震対策として、浸水想定区域内や津波避難困難地域内において、来訪者等も含めた警戒避難体制の強化（沿岸部の景勝地等における避難施設・避難経路の整備・確保）を検討していく。

6. 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項(法第十條第三項第三号)

本章では、推進計画の区域内において町・関係機関が実施する、津波防災に係る取組を事業・施策一覧として列挙し、施策名称、施策内容、実施主体※、実施区域、実施予定時期、期待される効果を記載している。

また、串本町津波防災対策基本計画（平成 18 年）に位置付けた施策についても、平成 26 年度時点の進捗状況を確認し、適宜、施策内容・実施予定時期等の見直し・追加を行い、本計画に反映した。

事業・施策一覧は、津波防災地域づくり法に基づく（イ）～（ト）の区分と（その他）の区分により、津波防災に係るハード・ソフトの取組を分類している。

なお、実施区域と実施予定時期については、以下の分類により内容を記載している。

【実施区域（5区分）】

全域、西部地域、中部地域、南部地域、東部地域

【実施予定時期（5区分）】

短期：5年以内 中期：5～10年以内 長期：10年以上

継続：期間を定めず継続する事業・施策

完了：平成 18 年の津波防災対策基本計画に記載した事業・施策のうち、平成 26 年度までに完了した事業・施策

※国・県・町の複数の実施主体が連携する取組は「実施（連携）主体」として、複数主体を連名で記載している。

表 津波防災地域づくり法における事業・施策の区分

区分	内容
(イ)	海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設整備に関する事項
(ロ)	津波防護施設の整備に関する事項
(ハ)	一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業、都市再開発法第2条第1号に規定する市街地再開発事業その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項
(ニ)	避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項
(ホ)	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第2条第2項に規定する集団移転促進事業に関する事項
(ヘ)	国土調査法第2条第5項に規定する地籍調査の実施に関する事項
(ト)	津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する事項

※ (その他)・・・津波防災地域づくり法(イ)～(ト)以外の津波防災に係るハード・ソフト対策

表 津波防災地域づくりの推進事業・施策一覧（全119事業・施策）

事業区分	区分	事業に係る事項
(イ)海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設整備に関する事項 (イ-1～イ-8)	イ-1	<p>施策名称：海岸堤防の老朽化対策</p> <p>施策内容：海岸堤防の施設点検を実施し、長寿命化計画の策定と対策が必要な箇所においては老朽化対策と併せ耐震化を実施する。</p> <p>実施主体：県</p> <p>実施区域：全域</p> <p>実施予定時期：中期</p> <p>期待される効果：土木施設の防災機能強化 等</p>
	イ-2	<p>施策名称：海岸堤防の津波対策</p> <p>施策内容：津波避難困難地域の解消のため、津波の第1波を防ぎ避難時間を確保するための海岸堤防の嵩上げや耐震化を実施する。</p> <p>実施主体：県</p> <p>実施区域：中部地域</p> <p>実施予定時期：短期</p> <p>期待される効果：土木施設の防災機能強化、津波避難困難地域の低減・解消（人命の保護）等</p>
	イ-3	<p>施策名称：離岸堤の整備</p> <p>施策内容：田並地区において離岸堤整備事業を実施する</p> <p>実施主体：県</p> <p>実施区域：西部地域</p> <p>実施予定時期：完了</p> <p>期待される効果：土木施設の防災機能強化 等</p>
	イ-4	<p>施策名称：陸こうの閉鎖</p> <p>施策内容：利用するとき以外は、陸こうの常時閉鎖を実施するよう住民啓発する。</p> <p>実施主体：町（建設課）</p> <p>実施区域：全域</p> <p>実施予定時期：短期</p> <p>期待される効果：土木施設の防災機能強化 等</p>
	イ-5	<p>施策名称：陸こうの廃止等</p> <p>施策内容：操作者の安全と津波被害軽減のため、出来る限り陸こうを廃止する。また、やむを得ず廃止出来ない陸こうについては、安全に閉鎖できるよう管理指針を策定する。</p> <p>実施主体：県</p> <p>実施区域：全域</p> <p>実施予定時期：短期</p> <p>期待される効果：災害対応に係る実施体制の強化 等</p>
	イ-6	<p>施策名称：船舶係留施設の整備</p> <p>施策内容：耐震性を考慮した船舶係留施設を整備する。</p> <p>実施主体：県</p> <p>実施区域：中部地域</p> <p>実施予定時期：長期</p> <p>期待される効果：土木施設の防災機能強化、災害時の拠点間ネットワークの機能確保 等</p>
	イ-7	<p>施策名称：漁港施設の強化</p> <p>施策内容：津波避難困難地域の解消のため、津波の第1波を防ぎ避難時間を確保するための防波堤の嵩上げや耐震化を実施する。</p> <p>実施（連携）主体：県・町（産業課）</p> <p>実施区域：西部・中部地域</p>

事業区分	区分	事業に係る事項
		実施予定時期：中期 期待される効果：土木施設の防災機能強化、津波避難困難地域の低減・解消（人命の保護）等
	イー 8	施策名称：水路・河口部対策 施策内容：水路や河口付近の津波対策について問題点の検討を行う。 実施主体：町（建設課） 実施区域：全域 実施予定時期：短期 期待される効果：土木施設の防災機能強化 等
(ハ) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業、都市再開発法第 2 条第 1 号に規定する市街地再開発事業その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 (ハー 1～ハー 2)	ハー 1	施策名称：高台への津波防災拠点の整備 施策内容：高台の宅地造成と基盤整備のための土地区画整理事業を実施する。 実施主体：町 実施区域：全域 実施予定時期：中期 期待される効果：公共施設・公益的施設・住宅の浸水被害の低減・回避と防災機能の確保 等
	ハー 2	施策名称：旧市街地地区におけるまちづくり事業等 施策内容：避難路となる主要生活道路の整備や安全な避難路沿道空間確保のための密集市街地の改善整備に関する事業を実施する 実施主体：町 実施区域：中部地域 実施予定時期：中期 期待される効果：安全かつ円滑な避難環境の確保、日常生活における利便性の向上 等
(ニ) 避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項 (ニー 1～ニー 5 4)	ニー 1	施策名称：住宅耐震診断補助、住宅耐震補強設計補助、住宅耐震改修補助 施策内容：地震被害軽減及び避難路確保のための必要性を啓発しながら、現在の「住宅耐震化促進事業」の活用を促進する。 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：安全かつ円滑な避難環境の確保 等
	ニー 2	施策名称：ブロック塀撤去補助 施策内容：避難路確保のための必要性を啓発しながら、「地震・津波避難路確保のための補助金」の「ブロック塀撤去補助」の活用を促進する。また、適宜、制度の活用状況等を検証し、制度の見直し（補助額、補助対象など）を検討する。 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：津波避難困難地域の低減・解消（人命の保護）、安全かつ円滑な避難環境の確保 等
	ニー 3	施策名称：生垣植栽補助 施策内容：避難路確保のための必要性を啓発しながら、「地震・津波避難路確保のための補助金」の「生垣づくり事業」の活用を促進する。 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域

事業区分	区分	事業に係る事項
		<p>実施予定時期：継続 期待される効果：安全かつ円滑な避難環境の確保 等</p>
	ニ－４	<p>施策名称：避難路の安全確保 施策内容：地震により倒壊した建築物等が避難を防げず、安全かつ確実に津波からの避難路が確保できるよう、「津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例（平成24年和歌山県条例第45号）」（津波避難路条例）を活用し、主要な避難路沿いの建築物等の耐震化などを検討する。 実施（連携）主体：県・町 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：安全かつ円滑な避難環境の確保 等</p>
	ニ－５	<p>施策名称：避難路の新設 施策内容：山地など高台への避難のため、必要な箇所を確認し、避難路の新設を検討・整備する。 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：津波避難困難地域の低減・解消（人命の保護） 等</p>
	ニ－６	<p>施策名称：避難路の新設（急傾斜地擁壁） 施策内容：急傾斜擁壁にて高所への経路が遮られている箇所に昇降路を設置し、高所への避難を可能にする。 実施主体：県 実施区域：全域 実施予定時期：短期 期待される効果：津波避難困難地域の低減・解消（人命の保護） 等</p>
	ニ－７	<p>施策名称：避難路の新設（高台へのアクセス道路） 施策内容：国道42号から市街地を抜けて駅裏の高台造成予定地へアクセスする避難路を新設する。 実施主体：町 実施区域：中部地域 実施予定時期：短期 期待される効果：安全かつ円滑な避難環境の確保、災害時の拠点間ネットワークの機能確保 等</p>
	ニ－８	<p>施策名称：橋梁の耐震性確保 施策内容：避難行動に必要な橋梁について、耐震点検を実施し、必要箇所の耐震補強を進める。 実施主体：町（建設課） 実施区域：全域 実施予定時期：長期 期待される効果：安全かつ円滑な避難環境の確保 等</p>
	ニ－９	<p>施策名称：橋りょうの耐震補強 施策内容：緊急輸送道路の耐震補強として、国道42号の橋りょうを耐震補強する 実施主体：国 実施区域：全域 実施予定時期：完了 期待される効果：安全かつ円滑な避難環境の確保、災害時の拠点間ネットワークの機能確保 等</p>
	ニ－１０	<p>施策名称：町道サンゴ台中央線の整備</p>

事業区分	区分	事業に係る事項
		<p>施策内容：町道サンゴ台中央線を延伸・整備を行い、大水崎地区からサンゴ台への避難ルートを確保する</p> <p>実施主体：町（建設課）</p> <p>実施区域：中部地域</p> <p>実施予定時期：完了</p> <p>期待される効果：津波避難困難地域の低減・解消（人命の保護）等</p>
	ニ－１１	<p>施策名称：道路拡幅</p> <p>施策内容：くじの川地区の国道４２号線形改良</p> <p>実施主体：国</p> <p>実施区域：中部地域</p> <p>実施予定時期：短期</p> <p>期待される効果：安全かつ円滑な避難環境の確保、日常生活における利便性の向上等</p>
	ニ－１２	<p>施策名称：紀勢線の整備</p> <p>施策内容：すさみ串本道路の早期完成（平成２６年度事業化）及び串本以東の未事業化区間の早期事業化により、二次避難ルートや緊急輸送道路となる紀勢線の整備を進める。</p> <p>実施主体：国</p> <p>実施区域：全域</p> <p>実施予定時期：長期</p> <p>期待される効果：安全かつ円滑な避難環境の確保、災害時の拠点間ネットワークの機能確保等</p>
	ニ－１３	<p>施策名称：陸路のネットワーク化</p> <p>施策内容：国道・県道等を介した紀勢線へのアクセス路を確保する。</p> <p>実施主体：町</p> <p>実施区域：全域</p> <p>実施予定時期：中期</p> <p>期待される効果：安全かつ円滑な避難環境の確保、災害時の拠点間ネットワークの機能確保等</p>
	ニ－１４	<p>施策名称：輸送路の対策検討</p> <p>施策内容：緊急輸送道路の計画を踏まえ、避難場所、病院、救護所、ヘリポート、物資集積場所および国道・県道等を介した輸送路を検証し、必要な対策を検討する。</p> <p>実施主体：町</p> <p>実施区域：全域</p> <p>実施予定時期：長期</p> <p>期待される効果：安全かつ円滑な避難環境の確保、災害時の拠点間ネットワークの機能確保等</p>
	ニ－１５	<p>施策名称：津波避難タワー等の整備</p> <p>施策内容：避難困難地域及び必要な箇所に、避難タワー等の避難施設設置が必要な箇所を確認し、整備を進める。（設置については、地元住民との協議や用地の確保など検討事項あり）</p> <p>実施主体：町（総務課）</p> <p>実施区域：全域</p> <p>実施予定時期：中期</p> <p>期待される効果：津波避難困難地域の低減・解消（人命の保護）等</p>
	ニ－１６	<p>施策名称：津波避難タワーの機能強化・維持管理</p> <p>施策内容：津波避難タワーへの浮揚式津波対策用シェルターを設置する。</p> <p>実施主体：町（総務課）</p>

事業区分	区分	事業に係る事項
		実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む）等
	ニ-17	施策名称：避難ビル（基準に適合する避難ビルの指定） 施策内容：「津波避難ビル等にかかるガイドライン（以下、津波避難ビルガイドライン）」の基準に適合した建物の所有者に、協力依頼を行い、津波避難ビルとして指定を進める。津波避難建築物の容積率指定を緩和する。 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：津波避難困難地域の低減・解消（人命の保護）等
	ニ-18	施策名称：避難ビル（基準に適合しないビルの活用） 施策内容：緊急避難のために使用できそうな、「津波避難ビルガイドライン」の基準に満たない建物について、その活用方法を検討する。 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：短期 期待される効果：防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む）等
	ニ-19	施策名称：避難ビル（機能性確保） 施策内容：避難ビルの機能性を確保・向上させるため、必要な施策を検討する。耐震性（耐浪性）の強化を図る。 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：中期 期待される効果：防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む）等
	ニ-20	施策名称：避難ビル（公共施設） 施策内容：浸水区域内にある公共施設について、必要な箇所を確認のうえ、その施設の建替え時等に避難ビル化を検討する。（その公共施設を管理する関係各課と協議・調整が必要） 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：長期 期待される効果：津波避難困難地域の低減・解消（人命の保護）等
	ニ-21	施策名称：一時避難場所の整備 施策内容：高台などの一時避難場所について、整備が必要な箇所を確認し、整備を進める。 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：津波避難困難地域の低減・解消（人命の保護）等
	ニ-22	施策名称：避難場所の整備 施策内容：人口及び避難場所の収容人数を確認のうえ、避難場所の整備を検討・整備する。（既存施設の活用を第一に考える。） 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：津波避難困難地域の低減・解消（人命の保護）等
	ニ-23	施策名称：避難場所の耐震化

事業区分	区分	事業に係る事項
		<p>施策内容：避難施設の耐震診断・耐震補強について、必要な箇所を確認し、耐震性確保を推進する。（管理する関係各課と調整が必要）</p> <p>実施主体：町（総務課）</p> <p>実施区域：全域</p> <p>実施予定時期：継続</p> <p>期待される効果：安全かつ円滑な避難環境の確保 等</p>
	ニ－２４	<p>施策名称：民有地の使用</p> <p>施策内容：人口及び避難場所の収容人数を確認のうえ、避難場所の整備を検討する。（既存施設の活用を第一に考える。）</p> <p>実施主体：町（総務課）</p> <p>実施区域：全域</p> <p>実施予定時期：継続</p> <p>期待される効果：津波避難困難地域の低減・解消（人命の保護） 等</p>
	ニ－２５	<p>施策名称：民間施設への協力依頼</p> <p>施策内容：民間施設の避難場所指定を検討し、協力依頼を行う。</p> <p>実施主体：町（総務課）</p> <p>実施区域：全域</p> <p>実施予定時期：継続</p> <p>期待される効果：津波避難困難地域の低減・解消（人命の保護） 等</p>
	ニ－２６	<p>施策名称：災害時要支援者を考慮した避難場所</p> <p>施策内容：災害時要支援者を考慮した避難場所を指定する</p> <p>実施主体：町（総務課）</p> <p>実施区域：全域</p> <p>実施予定時期：短期</p> <p>期待される効果：地域・自主防災組織・施設管理者等の防災力の向上、防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む） 等</p>
	ニ－２７	<p>施策名称：福祉施設との協定</p> <p>施策内容：災害時要支援者の避難場所として、福祉施設と協定を結ぶ</p> <p>実施主体：町（総務課）</p> <p>実施区域：全域</p> <p>実施予定時期：短期</p> <p>期待される効果：地域・自主防災組織・施設管理者等の防災力の向上、防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む） 等</p>
	ニ－２８	<p>施策名称：高台のオープンスペースの確保</p> <p>施策内容：紀勢線の整備後に、避難場所や応急活動拠点となるオープンスペースを確保する。</p> <p>実施主体：町</p> <p>実施区域：中部地域</p> <p>実施予定時期：長期</p> <p>期待される効果：津波避難困難地域の低減・解消（人命の保護）、防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む） 等</p>
	ニ－２９	<p>施策名称：復旧・復興拠点となる大規模なバックアップ用地の確保</p> <p>施策内容：既存の高台オープンスペースを活用し、復旧・復興期の部隊展開の拠点や応急仮設住宅等の建設用地となる大規模なバックアップ用地を確保をする。</p> <p>実施主体：町</p> <p>実施区域：南部地域</p>

事業区分	区分	事業に係る事項
		実施予定時期：継続 期待される効果：防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む）等
	ニ-30	施策名称：防災広場の整備・防災機能の強化（二次避難の受入機能の確保） 施策内容：津波被害により孤立が想定される地区において、応急活動支援が到着するまで必要な防災広場の機能強化を図る。 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：中期 期待される効果：防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む）等
	ニ-31	施策名称：公共施設の耐震化 施策内容：防災上必要な箇所を確認し、耐震診断・耐震改修を推進する。 （公共施設を管理する関係各課と調整が必要） 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：短期 期待される効果：防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む）等
	ニ-32	施策名称：新庁舎建設 施策内容：新町建設計画では、新庁舎の建設は平成 26 年度～平成 27 年度となっている。新庁舎建設時までに、災害活動の中枢管理機能を果たすよう、防災上必要な機能を検討する。 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：短期 期待される効果：公共・公益施設の浸水被害の低減・回避、防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む）、日常の行政サービスの合理化 等
	ニ-33	施策名称：認定こども園の高台移転 施策内容：町立串本保育園と町立串本幼稚園を統合した認定こども園の建設 実施主体：町（福祉課） 実施区域：中部地域 実施予定時期：短期 期待される効果：公共・公益施設の浸水被害の低減・回避、日常の行政サービスの合理化 等
	ニ-34	施策名称：浸水リスクを考慮した高台への小学校等の統合・移転 施策内容：「西の岡」への学校給食センターと串本小新校舎を高台に建設する。 実施主体：町（教育委員会） 実施区域：中部地域 実施予定時期：短期 期待される効果：公共・公益施設の浸水被害の低減・回避、日常の行政サービスの合理化 等
	ニ-35	施策名称：小中学校の統合に伴う新校舎の建設 施策内容：浸水想定区域外又は高台に校舎を建設する。 実施主体：町（教育委員会） 実施区域：全域 実施予定時期：中期 期待される効果：公共・公益施設の浸水被害の低減・回避、日常の行政サービスの合理化 等

事業区分	区分	事業に係る事項
	ニ－36	<p>施策名称：消防防災センター建設 施策内容：災害時の中核活動拠点として津波被害を受けない場所への消防防災センターを建設。防災行政無線設備等も移転。 実施主体：町（消防本部、総務課） 実施区域：中部地域 実施予定時期：完了 期待される効果：公共・公益施設の浸水被害の低減・回避、防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む）、災害対応に係る実施体制の強化、日常の行政サービスの合理化等</p>
	ニ－37	<p>施策名称：浸水想定区域内の消防屯所（防災拠点施設）の高台移転 施策内容：年次計画を作成し、順次、浸水想定区域内の消防屯所の高台移転を進めていく。 実施主体：町 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：公共・公益施設の浸水被害の低減・回避、防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む）、災害対応に係る実施体制の強化 等</p>
	ニ－38	<p>施策名称：新病院建設 施策内容：串本病院、古座川病院を統合し、災害時における拠点病院として機能できる病院づくり 実施主体：町 実施区域：中部地域 実施予定時期：完了 期待される効果：公共・公益施設の浸水被害の低減・回避、防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む）、日常生活における利便性の向上、日常の行政サービスの合理化等</p>
	ニ－39	<p>施策名称：代替拠点の確保 施策内容：国道42号から直接アクセス可能な高台の公共公益施設跡地（旧焼却場、環境センター等）を代替拠点利用する。内陸部（隣接する古座川町県道38号沿い）の公共公益施設のバックアップ拠点機能を確保する。（二次避難・外部支援受入拠点） 実施主体：町 実施区域：西部地域 実施予定時期：短期 期待される効果：防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む） 等</p>
	ニ－40	<p>施策名称：防災行政無線の更新 施策内容：新町建設計画では、防災行政無線の更新が平成23年度～24年度となっており、より迅速かつ町内全域に正確な情報伝達が可能な防災行政無線システムを検討し、整備する。 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：短期 期待される効果：迅速な避難開始の実現 等</p>
	ニ－41	<p>施策名称：防災行政無線戸別受信機 施策内容：防災行政無線の更新にあわせ、災害時要支援者にも配慮した、戸別受信機〔音声・光・文字情報対応など〕の全戸貸与など</p>

事業区分	区分	事業に係る事項
		<p>を検討する。</p> <p>実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：短期 期待される効果：迅速な避難開始の実現 等</p>
	ニ－４２	<p>施策名称：防災行政無線戸別受信機の管理 施策内容：戸別受信機の乾電池の液漏れによる故障等が多いため、全戸に貸与した場合、管理が行き届かないことが考えられる。全戸貸与した場合は、戸別受信機の管理体制（自主防、区、地元電気業者等との協力体制・管理委託など）を検討する必要がある。</p> <p>実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：迅速な避難開始の実現 等</p>
	ニ－４３	<p>施策名称：Ｊアラート（全国瞬時警報システム）の自動放送の導入 施策内容：地震津波情報など、対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、国が人工衛星を用いて情報を送信し、串本町の防災行政無線を自動的に起動させて、屋外スピーカーでその情報を住民に伝達するＪアラート（全国瞬時警報システム）を導入する。</p> <p>実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：完了 期待される効果：迅速な避難開始の実現 等</p>
	ニ－４４	<p>施策名称：海拔表示、津波警戒標識、避難路看板等の設置 施策内容：来訪者対策として、道路への海拔表示や海岸保全区域への津波警戒標識、道路や観光地への避難路看板・避難場所案内板等の設置を進める</p> <p>実施（連携）主体：国・県・町（産業課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：迅速な避難開始の実現、産業・観光等による地域活性化 等</p>
	ニ－４５	<p>施策名称：避難標識 施策内容：どのような標識が一番有効か（蓄光式など）の検討を行ったうえで、標識設置が必要な箇所を確認し、整備を進める。</p> <p>実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：迅速な避難開始の実現 等</p>
	ニ－４６	<p>施策名称：屋外掲示板 施策内容：迅速な情報伝達のため、公共施設や観光地などへの屋外情報電光掲示板の設置を検討する。また、情報については、防災行政無線等を利用し、連動した情報伝達体制を検討する。</p> <p>実施主体：町（総務課、産業課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：迅速な避難開始の実現 等</p>
	ニ－４７	<p>施策名称：避難場所・経路の表示</p>

事業区分	区分	事業に係る事項
		<p>施策内容：事業所における避難場所、避難経路の明示（東南海・南海地震特措法の規定）</p> <p>実施主体：町（消防本部）</p> <p>実施区域：全域</p> <p>実施予定時期：継続</p> <p>期待される効果：迅速な避難開始の実現 等</p>
	ニ－４８	<p>施策名称：道の駅への避難看板・パンフレット等の設置</p> <p>施策内容：道の駅に避難路看板等を設置し、来訪者に対する津波避難場所・津波避難路に係る周知・啓発を行う。</p> <p>実施主体：町（産業課）</p> <p>実施区域：中部地域</p> <p>実施予定時期：継続</p> <p>期待される効果：地域・自主防災組織・施設管理者等の防災力の向上、産業・観光等による地域活性化 等</p>
	ニ－４９	<p>施策名称：一時避難場所の照明</p> <p>施策内容：一時避難場所及びその避難路への避難誘導のための照明灯などの設置について、必要な箇所を確認し、整備を進める。</p> <p>実施主体：町（総務課）</p> <p>実施区域：全域</p> <p>実施予定時期：継続</p> <p>期待される効果：安全かつ円滑な避難環境の確保、防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む） 等</p>
	ニ－５０	<p>施策名称：避難路・避難場所への照明設置</p> <p>施策内容：どのような照明設備が一番有効か（停電時対策など）の検討を行ったうえで、照明装置が必要な箇所を確認し、整備を進める。</p> <p>実施主体：町（総務課）</p> <p>実施区域：全域</p> <p>実施予定時期：継続</p> <p>期待される効果：安全かつ円滑な避難環境の確保 等、防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む） 等</p>
	ニ－５１	<p>施策名称：避難路への手すりの設置</p> <p>施策内容：高齢者等が避難しやすいように、山などの高台の一時避難場所への避難路（階段、坂道等）について、手すり設置が必要な箇所を確認し、整備を進める。</p> <p>実施主体：町（総務課）</p> <p>実施区域：全域</p> <p>実施予定時期：継続</p> <p>期待される効果：安全かつ円滑な避難環境の確保 等</p>
	ニ－５２	<p>施策名称：避難施設のバリアフリー化</p> <p>施策内容：避難施設のバリアフリー化を推進する</p> <p>実施主体：町（総務課）</p> <p>実施区域：全域</p> <p>実施予定時期：長期</p> <p>期待される効果：地域・自主防災組織・施設管理者等の防災力の向上、防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む） 等</p>
	ニ－５３	<p>施策名称：避難場所の整備（物資備蓄、情報伝達）</p> <p>施策内容：物資の備蓄及び本部との連絡確保のための情報伝達施設を検討・整備する。</p>

事業区分	区分	事業に係る事項
		実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：短期 期待される効果：迅速な避難開始の実現 等
	ニ－５４	施策名称：避難場所の整備（屋根の設置） 施策内容：屋外の避難場所について、屋根の設置やテントを配備する。 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む） 等
(ホ)防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第２条第２項に規定する集団移転促進事業に関する事項 （ホ－１）	ホ－１	施策名称：高台用地の確保・市街地の段階的移転促進 施策内容：紀勢線整備に併せたサンゴ台周辺の高台における宅地造成、中心市街地（旧市街地）及び沿岸部集落からの移転を促進する。 実施（連携）主体：町 実施区域：中部地域 実施予定時期：中期 期待される効果：住宅・建築物の浸水被害の低減・回避 等
(ハ)国土調査法第２条第５項に規定する地籍調査の実施に関する事項 （ハ－１）	ハ－１	施策名称：地籍調査の推進 施策内容：中心市街地（旧市街地）、沿岸集落における地籍調査を推進する。 実施主体：町（建設課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：災害対応に係る実施体制の強化、被災後の土地区画整理事業等の円滑な実施等
(ト)津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進に関する事項 （ト－１～ト－２）	ト－１	施策名称：指定管理者制度の活用 施策内容：指定管理者施設における津波避難支援・避難所運営・BCP策定推進を行う。 実施主体：町 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む）、災害対応に係る実施体制の強化 等
	ト－２	施策名称：官民連携による施設整備 施策内容：民有地や住宅等の一時借上げに係る協定を検討する（応急仮設住宅等）。 実施主体：町 実施区域：全域 実施予定時期：中期 期待される効果：防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む）、災害時の拠点間ネットワークの機能確保、日常の行政サービスの合理化 等
その他 津波防災地域づくり法（イ）～（ト）以外の津波防災に係るハード・ソフト対策 （その他－１～その他－５１）	その他－１	施策名称：防災広報 施策内容：町広報、ホームページ、パンフレットなどを活用し、関係機関と協力のもと、防災啓発や防災情報（避難勧告・指示、津波情報の内容など）の正確な意味の理解促進を図る。 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域

事業区分	区分	事業に係る事項
		<p>実施予定時期：継続 期待される効果：迅速な避難開始の実現 等</p>
	その他－２	<p>施策名称：漁業者への啓発 施策内容：地震・津波発生時の適切な対応について啓発を行う。船舶の適切な係留方法について啓発を行う。 実施主体：町（産業課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：地域・自主防災組織・施設管理者等の防災力の向上 等</p>
	その他－３	<p>施策名称：防災講演会 施策内容：学識経験者による防災講演会等を計画・実施し、住民の防災意識の向上を図る。 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：迅速な避難開始の実現 等</p>
	その他－４	<p>施策名称：出前講座（防災講座） 施策内容：小中学生、住民等を対象とした講演（出前講座）による地震・津波に関する知識・防災意識の向上に向けた広報活動 実施（連携）主体：県、町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：迅速な避難開始の実現 等</p>
	その他－５	<p>施策名称：学校教育 施策内容：町内各学校における防災教育の充実を図る（ジュニア防災検定等）。 実施主体：町（教育委員会・総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：迅速な避難開始の実現 等</p>
	その他－６	<p>施策名称：防災訓練 施策内容：対象団体（自主防災組織等地域住民、学校、事業所等）、訓練内容等を参加団体全体で検討し、実施する。また、参加団体に訓練結果の検証を行い、より効果的な訓練内容の検討を行う。 実施主体：町 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：地域・自主防災組織・施設管理者等の防災力の向上 等</p>
	その他－７	<p>施策名称：要支援者支援訓練 施策内容：災害時要支援者の避難支援訓練を実施する。 実施主体：町（総務課・福祉課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：迅速な避難開始の実現、地域・自主防災組織・施設管理者等の防災力の向上 等</p>
	その他－８	<p>施策名称：観光事業者との防災訓練 施策内容：観光事業者と協議のうえ、避難訓練等を実施する。 実施主体：町（総務課・産業課） 実施区域：全域</p>

事業区分	区分	事業に係る事項
		<p>実施予定時期：継続 期待される効果：地域・自主防災組織・施設管理者等の防災力の向上、産業・観光等による地域活性化 等</p>
	その他－ 9	<p>施策名称：孤立集落通信訓練 施策内容：孤立に陥る恐れのある集落に可搬型無線機を配備し、通信訓練を実施する。 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：迅速な避難開始の実現、災害対応に係る実施体制の強化 等</p>
	その他－ 1 0	<p>施策名称：国、県、町、関係機関が連携した合同の救助訓練の実施 施策内容：海上保安庁のヘリコプター・漁船による救出、物資輸送に係る巡視船・漁船間の海上リレー等の訓練を実施する。 孤立沿岸集落の支援を想定した海保・自衛隊等の上陸作戦展開可能な漁港を確保する。 実施（連携）主体：国、県、町、関係機関 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：地域・自主防災組織・施設管理者等の防災力の向上、災害対応に係る実施体制の強化 等</p>
	その他－ 1 1	<p>施策名称：地震時緊急放送 施策内容：体感震度 3 以上で消防指令室より直ちに避難を促す緊急放送を地震発生から約 1 分で実施 実施主体：町（消防本部） 実施区域：全域 実施予定時期：完了 期待される効果：迅速な避難開始の実現 等</p>
	その他－ 1 2	<p>施策名称：ハザードマップの更新 施策内容：津波ハザードマップを必要に応じて更新し、町のホームページ等で公表する。 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：完了 期待される効果：迅速な避難開始の実現 等</p>
	その他－ 1 3	<p>施策名称：ハザードマップ揭示 施策内容：公共施設・観光地・ホテル・駅・スーパーなどへハザードマップを揭示する。 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：短期 期待される効果：迅速な避難開始の実現 等</p>
	その他－ 1 4	<p>施策名称：要支援者の把握 施策内容：高齢者、身体障害者等を対象として、災害時要支援者の把握、登録を行い、台帳を作成・更新する。実施にあたっては、個人情報取り扱いに留意し、行政、民生委員、社会福祉協議会が協力して本人の同意を原則とする。 実施主体：町（福祉課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続</p>

事業区分	区分	事業に係る事項
		期待される効果:地域・自主防災組織・施設管理者等の防災力の向上 等
	その他－１５	<p>施策名称：要支援者支援プランの作成</p> <p>施策内容：災害時要支援者台帳登録者の避難支援プランを踏まえ、発災時の地域での手助け及び安否確認に活用する。また、通報システムの整備を検討する。</p> <p>実施主体：町（福祉課、総務課、消防本部）</p> <p>実施区域：全域</p> <p>実施予定時期：短期</p> <p>期待される効果:地域・自主防災組織・施設管理者等の防災力の向上 等</p>
	その他－１６	<p>施策名称：スクールバス乗車時の津波対策の検討</p> <p>施策内容：教委を中心としたプロジェクト会議を発足する。在校生、通勤者、バス乗務員等の危機管理意識の向上に係る訓練実施、スクールバスの避難マップの作成等を行う。</p> <p>実施主体：町（教育委員会）</p> <p>実施区域：全域</p> <p>実施予定時期：継続</p> <p>期待される効果:地域・自主防災組織・施設管理者等の防災力の向上 等</p>
	その他－１７	<p>施策名称：幼稚園による高台への避難訓練の徹底</p> <p>施策内容：串本幼稚園における日々の避難訓練を徹底する（毎朝）。</p> <p>実施主体：町（教育委員会）</p> <p>実施区域：中部地域</p> <p>実施予定時期：継続</p> <p>期待される効果:地域・自主防災組織・施設管理者等の防災力の向上 等</p>
	その他－１８	<p>施策名称：災害時要支援者を考慮した避難場所の運営</p> <p>施策内容：災害時要支援者専用スペース（移動しやすい部屋、トイレに近い部屋など）を割り当てる等、避難場所の運営方法を検討する。</p> <p>実施主体：町（福祉課）</p> <p>実施区域：全域</p> <p>実施予定時期：短期</p> <p>期待される効果:防災拠点の機能継続と円滑な運用(代替拠点含む) 等</p>
	その他－１９	<p>施策名称：救命胴衣等購入費補助</p> <p>施策内容：救命胴衣や防災用ヘルメットの購入費用の半額に対し、補助金を交付する。</p> <p>実施主体：町（総務課）</p> <p>実施区域：全域</p> <p>実施予定時期：継続</p> <p>期待される効果：迅速な避難開始の実現 等</p>
	その他－２０	<p>施策名称：浸水想定区域内の幼稚園・小中学校への救命胴衣の配備</p> <p>施策内容：浸水想定区域内の幼稚園・小中学校へ救命胴衣を配備する。</p> <p>実施主体：町（教育委員会）</p> <p>実施区域：全域</p> <p>実施予定時期：完了</p> <p>期待される効果：迅速な避難開始の実現 等</p>
	その他－２１	<p>施策名称：自主防災組織活動資金補助</p> <p>施策内容：自主防災活動・訓練等に必要な資金を確保する。</p> <p>実施主体：町（総務課）</p> <p>実施区域：全域</p> <p>実施予定時期：継続</p> <p>期待される効果:地域・自主防災組織・施設管理者等の防災力の向上 等</p>

事業区分	区分	事業に係る事項
	その他－２２	<p>施策名称：自主防災組織活動の充実 施策内容：各関係機関と協力・検討し、自主防災組織育成研修を実施し、自主防災組織の充実を図る。 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：地域・自主防災組織・施設管理者等の防災力の向上 等</p>
	その他－２３	<p>施策名称：串本町地域防災力向上モデル地区育成事業 施策内容：地域防災力向上モデル地区を指定し、防災力向上のための施策を検証し、防災力向上に有効な施策は、全町に普及する。 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域（指定地域防災力向上モデル地区の地域） 実施予定時期：継続 期待される効果：住民全体の防災意識、防災力向上に資するもの 等</p>
	その他－２４	<p>施策名称：救急・搬送訓練 施策内容：避難、救出、搬送、応急手当などの訓練指導 実施主体：町（消防本部） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：迅速な避難開始の実現、災害対応に係る実施体制の強化 等</p>
	その他－２５	<p>施策名称：地域防災リーダー育成 施策内容：和歌山県が実施する「紀の国防災人づくり塾」への参加を促す。 実施（連携）主体：県・町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：迅速な避難開始の実現 等</p>
	その他－２６	<p>施策名称：防災士資格取得補助 施策内容：防災士資格取得補助制度を検討する。 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：地域・自主防災組織・施設管理者等の防災力の向上 等</p>
	その他－２７	<p>施策名称：防災講演会 施策内容：自主防災組織の集会において、地震・津波災害・風水害の知識、防災意識の向上に手助けとなる講演を行う。 実施主体：町 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：地域・自主防災組織・施設管理者等の防災力の向上 等</p>
	その他－２８	<p>施策名称：消防ポンプの配置 施策内容：消防車が到達できない場合を想定し、浸水区域外へ消防ポンプ等を配備し各地域で消火活動ができるようにする 実施主体：町（消防本部） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：地域・自主防災組織・施設管理者等の防災力の向上 等</p>
	その他－２９	<p>施策名称：耐震性貯水槽の整備 施策内容：発災初動期の消防水利や応急・復旧期の応急給水を確保する</p>

事業区分	区分	事業に係る事項
		<p>ため、浸水想定区域外に耐震性貯水槽を整備していく。</p> <p>実施主体：町 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：防災拠点の機能継続と円滑な運用(代替拠点含む) 等</p>
	その他－３０	<p>施策名称：職員の防災意識・能力向上 施策内容：地震発生時の行動を時系列に検討する訓練等を計画・実施し、職員の防災意識・能力の向上を図る。また、その結果を検証し、職員行動マニュアルを改訂していく。</p> <p>実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：災害対応に係る実施体制の強化 等</p>
	その他－３１	<p>施策名称：遠隔カメラ等による沿岸部の監視体制の強化 施策内容：津波の確認及び発災後の各地の状況把握のため、国道４２号等の沿岸部の必要な箇所に遠隔カメラ等の整備を進め、映像情報を共有可能なシステムを検討する。</p> <p>実施（連携）主体：国、県、町 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：災害対応に係る実施体制の強化 等</p>
	その他－３２	<p>施策名称：遠隔カメラの設置 施策内容：津波の確認及び発災後の各地の状況把握のため、必要な箇所に遠隔カメラ等の整備を検討する。</p> <p>実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：短期 期待される効果：災害対応に係る実施体制の強化 等</p>
	その他－３３	<p>施策名称：災害対策本部との連絡手段 施策内容：衛星携帯電話、可搬型無線機等を配備し、各地区避難場所間及び各地区と町災害対策本部との情報伝達体制を強化する。</p> <p>実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：短期 期待される効果：迅速な避難開始の実現、災害対応に係る実施体制の強化 等</p>
	その他－３４	<p>施策名称：給油拠点の確保 施策内容：公共設置の給油拠点の関係機関による利用協定を締結する。</p> <p>実施主体：町（消防本部） 実施区域：中部地域 実施予定時期：完了 期待される効果：防災拠点の機能継続と円滑な運用(代替拠点含む) 等</p>
	その他－３５	<p>施策名称：漂流物対策 施策内容：津波による漂流物の処理を支援する。</p> <p>実施（連携）主体：県、町 実施区域：全域 実施予定時期：短期 期待される効果：防災拠点の機能継続と円滑な運用(代替拠点含む) 等</p>

事業区分	区分	事業に係る事項
	その他－３６	<p>施策名称：全庁版ＢＣＰの策定 施策内容：発災後の行政機能維持と迅速な災害対応を実施するため全庁版のＢＣＰを検討・策定する 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：短期 期待される効果：防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む）、災害対応に係る実施体制の強化 等</p>
	その他－３７	<p>施策名称：漁港における事業継続検討 施策内容：串本漁港を中心とした漁業地域における水産物の生産・流通に係る事業継続を検討する。 実施主体：町（産業課） 実施区域：中部地域 実施予定時期：短期 期待される効果：防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む）、災害対応に係る実施体制の強化、産業・観光等による地域活性化 等</p>
	その他－３８	<p>施策名称：漁港内避難施設を利用した避難手法の検討 施策内容：既存の津波避難施設を利用した漁港利用者のための円滑な避難手法を検討する。 実施（連携）主体：県・町 実施区域：中部地域 実施予定時期：継続 期待される効果：迅速な避難開始の実現 等</p>
	その他－３９	<p>施策名称：緊急遮断弁 施策内容：災害時の飲料水確保のため、施設の統合・新設の際に、タンクへ緊急遮断弁の設置を推進する。 実施主体：町（水道課） 実施区域：全域 実施予定時期：長期 期待される効果：防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む） 等</p>
	その他－４０	<p>施策名称：水道管の耐震化 施策内容：石綿セメント管及び老朽管の更新を推進する。 実施主体：町（水道課） 実施区域：全域 実施予定時期：長期 期待される効果：土木施設の防災機能強化 等 等</p>
	その他－４１	<p>施策名称：ため池の安全確保に係る検討 施策内容：地震動によるため池被害を想定した危険度に係るマップ等を作成する 実施主体：町（産業課） 実施区域：全域 実施予定時期：短期 期待される効果：災害対応に係る実施体制の強化 等</p>
	その他－４２	<p>施策名称：下水道処理施設の耐震化 施策内容：応急期の生活環境維持に係る下水道処理施設の耐震化を進めるとともに、下水道ＢＣＰを策定する。 実施主体：町（建設課） 実施区域：中部地域 実施予定時期：中期</p>

事業区分	区分	事業に係る事項
		期待される効果：災害対応に係る実施体制の強化 等
	その他－４３	<p>施策名称：ライフライン関係機関との連携 施策内容：ライフライン関係機関との連携を強化する。 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：災害対応に係る実施体制の強化 等</p>
	その他－４４	<p>施策名称：備蓄計画 施策内容：外からの支援を時系列にシミュレーションし、地域人口等から物資の必要数を検証し、各地区主要避難所へ物資の備蓄を行う。 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む） 等</p>
	その他－４５	<p>施策名称：地域における物資備蓄 施策内容：住民に対しても自らの備蓄（最低３日分）を啓発するとともに、各地区浸水区域外への備蓄倉庫の設置等を進める。 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む） 等</p>
	その他－４６	<p>施策名称：事業者との提供契約 施策内容：緊急時物資（食料・医薬品・生活用品等）確保のため、町内業者等との協定の締結を進める。 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：短期 期待される効果：防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む）、災害対応に係る実施体制の強化 等</p>
	その他－４７	<p>施策名称：応急対応マニュアルの作成 施策内容：東南海・南海地震発生初動時において、迅速な応急対応ができるように、防災拠点の設定や避難所の運営等について応急対応マニュアルを作成 実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：完了 期待される効果：防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む）、災害対応に係る実施体制の強化 等</p>
	その他－４８	<p>施策名称：都市計画区域の見直し 施策内容：災害に強いまちづくりや早期復興を目指した区域の見直しを行う 実施（連携）主体：県・町（建設課） 実施区域：全域 実施予定時期：短期 期待される効果：安全かつ円滑な避難環境の確保、住宅・建築物の浸水被害の低減・回避、公共・公益施設の浸水被害の低減・回避、防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む）、災害時の拠点間ネットワークの機能確保、日常生活における利便性の向上～日常の行政サービスの</p>

事業区分	区分	事業に係る事項
		合理化、被災後の土地区画整理事業等の円滑な実施等
	その他－４９	<p>施策名称：安全な市街地を形成するための土地利用の基本的方向の検討 施策内容：浸水想定区域内においては、集約拠点ネットワーク型のまちづくりの方針を踏まえつつ、安全な市街地を形成するための土地利用の基本的方向を検討する。</p> <p>実施（連携）主体：町（建設課）・県 実施区域：全域 実施予定時期：中期 期待される効果：安全かつ円滑な避難環境の確保、住宅・建築物の浸水被害の低減・回避、公共・公益施設の浸水被害の低減・回避、津波災害警戒・特別警戒区域の指定検討時等における当該方向性の反映 等</p>
	その他－５０	<p>施策名称：復興計画 施策内容：次の東南海・南海地震後の復興計画を事前に検討し、その次の東南海・南海地震及びその津波に強いまちづくりを進める。</p> <p>実施主体：町（総務課・建設課） 実施区域：全域 実施予定時期：長期 期待される効果：防災拠点の機能継続と円滑な運用（代替拠点含む）、災害対応に係る実施体制の強化 等</p>
	その他－５１	<p>施策名称：住民と共に進める防災まちづくり 施策内容：町の防災対策に対する意見や、住民の防災に対する考え等を把握するため、定期的にワークショップ等を開催し、今後の串本町の防災対策を地域全体で検討していく体制づくりを目指す。</p> <p>実施主体：町（総務課） 実施区域：全域 実施予定時期：継続 期待される効果：地域・自主防災組織・施設管理者等の防災力の向上、災害対応に係る実施体制の強化 等</p>

なお、上記表に示す施策・事業のうち、以下の事項については、3連動地震だけでなく、南海トラフ巨大地震への効果・効用が期待できる。

- 二次避難ルート・緊急輸送道路となる紀勢線の整備
- 高台への避難路や避難場所の整備
- 高台への盛土（紀勢線残土処理等）による用地の確保と基盤整備
に併せた市街地の段階的移転促進
- 防災拠点施設の代替拠点の確保
- 地籍調査の推進
- その他、防災知識の普及・啓発、継続的な避難訓練の実施等、津波避難に係るソフト対策の充実・強化

等

7. 今後の取組推進に向けて

本計画は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、串本町における今後の津波防災地域づくりの取組方針と総合的な施策内容、さらには、国、県との施策連携について体系的に取りまとめたものである。

本計画に記載した施策については、今後10年で行う3連動地震の津波対策の年次計画の検討を行うとともに、巨大地震による津波避難困難地域の解消のための具体的な対策等の検討など、今後も施策の進捗管理を進めていく必要がある。

計画策定後においても、平時における訓練実施成果、防災拠点施設整備や各地区のまちづくり計画・事業の進捗状況等を計画に反映し、計画に記載された事項を継続的に進捗管理できるよう、協議会等を定期的で開催する等、各施策実施主体からの情報収集や共有、地域ニーズ等の反映が可能な体制を構築し、計画の実施に係る連絡調整を継続的に実施していく。